

第1章

「地域経営学」の社会的・学術的背景と到達点

What is “Regional Management”? ; Its Definition, Social or Academic Backgrounds and Roles

矢口芳生

Yoshio YAGUCHI

ここ数年、「地域経営」や「地域経営学」という用語は広く使われ、一般化してきている。厳密に使われているわけでもない。「地域再生」や「地方創生」という政策課題が広く社会化する動きと軌を一にしている。政府も様々な局面において「地域経営」の視点を強調し、これに関係する学会の動きも活発化している。

既存大学においても、2016年度から地域創生・再生、地域経営に関係する学部として再編する動きが目立った。たとえば、地域デザイン科学部（宇都宮大学）、国際地域学部（福井大学）、芸術地域デザイン学部（佐賀大学）、地域資源創成学部（宮崎大学）がある。高知大学は2015年度に「地域協働学部」を新設した。福知山公立大学は、「地域経営学部」をもつ全国初の大学として2016年4月に開学した。

今や「地域経営」や「地域経営学」はあまりに多種多様に使用され、混乱さえ感じられる。未だに確定的な定義はない。本稿では、「地域経営」や「地域経営学」の定義に関し、一定の整理を行うことを目的とする。

第一に、「地域経営」等の用語が頻繁に使用されるようになった2000年以降の動向と、地域活性化論議が活発化した社会的な背景を明らかにすることである。

第二に、その用語を提起した政府機関および関係組織や学界および研究者の動向と、提起した内容を整理する。本稿で扱う「地域経営」や「地域経営学」に関係する組織および内容等は、次の3つの分野である。

①関係省庁：地方分権、地域再生や地方創生、人口減少・超高齢社会等を問題にする内閣府、総務省、国土交通省等の関係省庁、また、政府に関係する民間組織、地方自治体等であり、これら組織が発信する地域経営・地域経営学。

②学界：日本学術会議経営学委員会「地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会」の見解、また青森公立大学発の地域経営学会が発信する地域経営・地域経営学、並びに地域活性化の問題を扱う地

域活性学会における地域経営・地域経営学。

③研究者個人：地域経営・地域経営学に関する図書・論文のなかで研究者個人が提起・展開する地域経営・地域経営学。

これら分野における議論を整理するためには、一定のルールが必要である。本稿では、関係組織や学界並びに関係図書等における「地域経営学」の定義（対象・課題と方法等）、発生・定着の経緯と背景、学術・科学上の位置づけ、各分野における到達点に関して整理する。

続いて、「地域経営学」の今日的意義および今後果たすべき役割を明らかにしつつ、「地域経営学」の定義の吟味を行う必要がある。定義、意義や役割が明確になれば、大学における教育研究のあり方、また地域社会への貢献のあり方にも大きな影響を与えるであろう。この課題は、最終章の拙稿に譲る。

キーワード：地域活性化、地方分権、地域再生、地方創生、地域運営組織、地域マーケティング、地域学

1. 「地域経営」の提起の背景

(1) 「地域再生」から「地方創生」へ

日本経済は1990年代初頭からの長期のデフレから完全には抜け出せないなか、2001年4月26日、小泉内閣が発足する。小泉内閣は、第1次から第3次の2006年9月26日まで続き、この間、様々な「改革」が実施された。

しかし、1人当たりのGDPは毎年世界での順位を下げ続け、貧困層は増大し、多くの中小零細企業が倒産し、失業者・フリーター・ニートが増え、自殺者は2003年34,400人（ピーク）に達した。日本経済は縮小を続け、税収は激減、財政赤字はさらに悪化して赤字国債は700兆円を突破した。景気回復の局面もみられたが、非正規労働者の増大、賃金抑制のもと、「実感なき景気回復」に終わった。この間、経済的な活力が低迷し、経済的格差や地域間格差の拡大が進行した。

非正規労働者の増大には、2003年3月の労働者派遣法の改正が大きく影響しているとされる。禁止されていた製造業および医療業務への派遣が解禁となり、また専門的26業種が派遣期間3年から無制限になった。製造業を除く業種では、派遣期間の上限を1年から3年に延長した。

このような状況のもと、地域活性化の議論も盛んにおこなわれた。そのひとつの集約点が2005年3月31日に成立した「地域再生法」（平成17年法律第24号、4月1日施行）である。

本法は、近年の急速な少子高齢化、グローバル化のもとでの産業構造の変化等に対応し、「地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援する」制度として整備したものである。「地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載

した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用する」ことができる。¹

本法は、「地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として」行うものである（地域再生法第2条：基本理念）。

地域の活性化への取り組みに、国の認定を受けるすべての地域や分野において、財政支援が適用されるようになった。取り組みや事業実施にあたっては、「地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ」、「関係行政機関の連携の強化を図るとともに」、「実施すると見込まれる者その他の関係者と相互に連携し、及び協働するよう努めなければならない」とした（第3条）。国の一方的な事業立案による実施から、地域の主体による対策の企画・立案への国の支援に転換したことを意味する。

また、地方自治体に限らず民間企業、個人、NPO等、地域のあらゆる主体が支援措置に関する提案ができるようになった。これら地域の主体は、地域再生事業にも直接参画できる仕組みになっており、これまでの国中心の政策形成のあり方を転換するものであった。これは、あらゆる主体が「地域経営」に参画することを明確にしたもので、地域経営の行政的根拠となったと理解できる。

小泉内閣の後、安倍晋三内閣（第1次）、福田康夫内閣、麻生太郎内閣と続き、2009年9月16日、民主党の鳩山由紀夫内閣が誕生する。民主党政権は、安倍第2次内閣が発足する2012年まで続いた。その後第2次安倍内閣が発足し、新たに「地方創生」の取り組みが本格的に実施される。

民主党政権下（2009～2012年）においては、沖縄普天間基地問題や震災復興、福島第1原発事故といった重大課題への対処が中心となり、地域問題への関心は経済的な意味合いとはやや異なるものとなった。他方、地域＝農村というとらえ方をすれば、地域対策がなかったわけではない。たとえば、農業への直接支払政策が日本農政史上初めて2000年度に実施されて（中山間地域直接支払政策）後に、民主党政権下の2010年度には農業者戸別直接所得補償政策が導入された²。

（2）アベノミクスと地方創生

2012年12月に安倍第2次内閣が発足する。長期デフレの打開のために、安倍内閣は「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」という「3本の矢」により、〈企業業績の改善→投資の拡大→賃金の増加→消費の拡大→企業業績の一層の改善〉の好循環を作り出し、今後10年間に於いて年平均名目成長率3%の「持続的な経済成長」（富の拡大）を目指してきた（いわ

¹ 「地域再生」首相官邸ウェブサイト（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/>）2017.8.29.閲覧。

² 矢口芳生『共生農業システム論』（「矢口芳生著作集」第7巻）農林統計出版、2013；「農業者戸別所得補償制度実施要綱」農林水産省ウェブサイト

（http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/kobetu/pdf/250117_kobetu_youkou_all.pdf）2018.1.18.閲覧。

ゆる「アベノミクス」³。

しかし、経済は好循環・好結果に至っていない。巨大な環境リスク、巨額の財政赤字、一層の社会的経済的格差の拡大という「アベノリスク」が懸念される。そのためか、アベノミクスという用語は、政府もマスコミもあまり使わなくなった。

2017 年度には景気が回復してきたとの見方もあるが、国債依存と需要低迷・縮小のスパイラルから抜け出せず、真に好循環の状況にはない。それは次のような日本経済の構造的で深刻な要因があるからだ⁴。①人口の減少・高齢化、生産・消費人口の減少、②市場は飽和・低迷、新商品の不在、③グローバル化による、〈多数者の賃金低下と少数の大企業就労者・投資家等の所得増→経済格差拡大〉と、他方〈企業空洞化→国内雇用減少→賃金低下〉の進行、④景気浮揚のための財政支出による赤字増大→増税、⑤技術進歩・生産力発展により労働力需要の減少、低生産性のサービス産業の肥大化と低賃金化、である。

このもとでは消費も投資も鈍る。だから輸出の拡大に進むことになる。防衛装備庁を新設し武器の開発・輸出（防衛装備の移転）⁵にも、また原発輸出にも道を開いた。他方、円安を背景にしたインバウンドツーリズムが推奨され、これに対応して民泊が規制緩和された。

しかし、社会的経済的格差、地域間格差は拡大するばかりである。中心部や大企業はともかく、日本の周辺、すなわち中小企業、地場産業、農林漁業、地方・農山漁村の疲弊は目に余るものがある⁶。人口減少のなか少子高齢化が進み、とりわけ地方・農村が顕著である。そのため地域再生、「地方創生」に本気で取り組む必要が出てきたのである。

「地方創生」とは何か

人口急減・超高齢化に取り組み「地方創生」のための「まち・ひと・しごと創生本部」⁷が内閣官房に設置された（2014年9月3日、本部長は総理大臣）。2014年9月12日の第1回会合で基本方針が示され、9月29日には「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）等が187回臨時国会に提出され、11月21日可決、成立した。

ここでの「地方創生」とは何か。「地方創生」の定義は必ずしも明確ではない。そこで第4回「まち・ひと・しごと創生会議」における石破地方創生担当大臣（当時）のことは借りれば次のように

³ 「アベノミクス」3本の矢』首相官邸ウェブサイト

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seichosenryaku/sanbonnoya.html>〉2017.8.29.閲覧。

⁴ 矢口芳生『農と村とその将来—規制緩和と農政を超えて』農林統計出版、2015、pp.3-23。

⁵ 香脱和人『『武器輸出三原則等』の見直しと新たな『防衛装備移転三原則』』『立法と調査』361号、2015.2、pp.55-67。〈http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150202055.pdf〉2017.8.29.閲覧。

⁶ 主なものをあげれば、山下祐介『限界集落の真実—過疎の村は消えるか?』ちくま新書、2012; 久繁哲之介『地域再生の罫—なぜ市民と地方は豊かになれないのか?』ちくま新書、2010。等。

⁷ この本部は、『まち・ひと・しごと創生法』の施行に伴い、平成26年12月2日からは同法に基づく法定の本部として引き続き司令塔機能を担って行くことになる（「まち・ひと・しごと創生本部」首相官邸ウェブサイト）〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>〉2017.8.29.閲覧。

ある⁸。

「人口減少に歯止めをかけるとともに、東京一極集中を是正することを目指したものであり、そのため、地方に安定した雇用を今後5年間で30万人創出するとともに、東京圏から地方への移住の促進等を通じ、東京圏から地方への転出・転入の均衡を実現すること」、また「若者の就労・結婚・子育ての希望」を実現することを目指し、「国と地方が一体となって取り組む」ものである⁹。

これまでの地域の活性化・再生・振興政策と大きく異なるのは、人口減少に歯止めをかけるという点である。そして、地方の雇用を増やす等、地域を活性化・再生することにあるといえる。

2014年11月21日、「まち・ひと・しごと創生法」の成立後、同年12月27日、「まち・ひと・しごと」に関する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」）と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」）が取りまとめられ閣議決定された¹⁰。「長期ビジョン」は「日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示」したものである。また、「総合戦略」は長期ビジョンを「実現するため、今後5カ年の目標や施策や基本的な方向を提示」したものである。

「総合戦略」において注目されるのは、目標年2020年までに、地方での安定した雇用を30万人創出するとし、人口減少に歯止めをかけ、2020年までに合計特殊出生率1.6、2030年までには1.8を実現するという点である。ひと言でいえば、“一定の人口を維持しつつ過密過疎を解消すること”である。しかし、直近の数値（2017年人口移動報告書：総務省）では、ゆるやかな人口減少のもとで、いまだに東京圏（とくに東京）に人口集中が加速している。

「総合戦略」には都市と地方との各種の格差の是正、現状の格差を作り出した要因の検証という視点は無い。農山漁村、中山間地域等の雇用・所得に大きく関わってくる問題だが、果たして実現可能なのか。

こうしたなか、2015年5月8日、「日本創成会議」が将来の人口推計を行った結果を発表した（増田寛也元総務大臣が座長を務める）¹¹。これによれば、今後30年間で出産人口の95%を占める若年女性（20～39歳）が半減し、若年女性人口が2040年に5割以上減少する市町村は896（全体の49.8%）に達し、そのうち人口1万人未満（いわゆる「消滅可能性都市」）は523（全体の29.1%）にのぼる

⁸ 「まち・ひと・しごと創生本部（会議第4回平成26年12月26日・議事要旨）」首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/souseikaigi/dai4/gijiyousi.pdf>〉2017.8.29.閲覧。こうした「地方創生」について、国と地方の役割分担を明確にする道州制導入のための布石であるとともに、「国家戦略特区」等を利用した地方への新たな企業参入機会の拡大との見方もある（岡田知弘『地方創生』と農業・農村のゆくえ『農業と経済』81巻5号、2015.5. pp.18-27.）。

⁹ 地方創生という用語も定着した現在、日本大百科全書（ニッポニカ）の解説では「人口減や雇用減に苦しむ地方自治体の活性化を目指すこと」、また、朝日新聞掲載「キーワード」の解説では「東京一極集中を解消し、地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、国全体の活力を上げようとする安倍政権の政策」としている（「地方創生」コトバンクウェブサイト〈<https://kotobank.jp/word/>〉2017.9.18.閲覧）。

¹⁰ 「まち・ひと・しごと創生本部」（このなかの「関係法令・閣議決定等」の項）首相官邸ウェブサイト〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>〉2017.8.29.閲覧。

¹¹ 「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」（平成26年5月8日）日本創成会議ウェブサイト〈<http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03.pdf>〉2017.8.29.閲覧。

という。そして、2050年までに日本の人口は3200万人以上減る可能性がきわめて高いという。これはほぼ現在のカナダの人口であり、内容は衝撃的なものであった。

増田「消滅論」の最大の功績は、人口減少とそれによる社会変動を地方自治体毎に明らかにしたこと、危機意識を認識させたことであろう。しかし、人口動態という量的把握から直に地方消滅・集落消滅に結びつけ、地域社会の維持・存続という質的リアリティを軽視しているとの批判はある¹²。

2015年6月30日、政府は『日本再興戦略』改訂2015を閣議決定し、「デフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展の礎を再構築する」として、「人口減少下における供給制約を乗り越えるための対策」を明らかにした¹³。「未来投資による生産性革命」と「ローカル・アベノミクス」がそれである。『稼ぐ力』を高める企業行動となるように国立の大学・大学院まで動員した「産業再興プラン」が目白押しとなった。

ローカル・アベノミクスと大学の役割

「地方創生」の「総合戦略」のなかにおいても、「地方大学や教育機関との連携」による大学の新しい役割が強調されている。「総合戦略」のなかの「Ⅲ. 今後の施策の方向」において、「政策パッケージ」として2つが位置づけられている¹⁴。

ひとつは「(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」のなかの「(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策」の施策のひとつとして「大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援」がある。その内容は、「大学・高等専門学校・専修学校・専門学校をはじめとする高等学校において、地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立により、地域を担う人材育成を促進する」というものである。

もうひとつは、「(2) 地方への新しいひとの流れをつくる」のなかか「(ウ) 地方大学等の活性化」とし、次の6点の「2020年までに達成すべき重要業績評価指標 (KPI)」を設定している。

- ①地方の自県大学進学者割合を平均で36%まで高める(2013年度全国平均32.9%)、
- ②地方の雇用環境を前提に、新規学卒者の県内就職割合を平均で80%まで高める(2012年度全国平均71.9%)、
- ③地域企業等との共同研究件数を7,800件まで高める(2013年度5,762件)、
- ④各事業において、地

¹² 山下祐介『限界集落の真実—過疎の村は消えるか?』ちくま新書, 2012; 久繁哲之介『地域再生の罫—なぜ市民と地方は豊かになれないのか?』ちくま新書, 2010; 宮下聖史『人口減少社会』の地域政策・地域づくりに関する一考察—『選択と集中』路線に対抗するための理論と実践』『長野大学紀要』36巻3号, 2015, pp.33-45; 浅川和幸『地方消滅論』と小規模自治体の活性化のあり方を考える—西興部村の若き担い手の調査をとおして』『北海道大学教職課程年報』5号, 2015.3, pp.11-36. 等参照。

¹³ 「アベノミクス成長戦略で、明るい日本に!」【詳細版】首相官邸ウェブサイト

(http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html) 2017.8.29.閲覧。「日本再興戦略」は、2013年から毎年改定され、2017年に「未来投資戦略」と名称が変わった。

¹⁴ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2014年12月27日閣議決定) 首相官邸ウェブサイト

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/20141227siryou5.pdf>) 2017.8.29.閲覧。「総合戦略」に続き2015年6月30日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略—ローカル・アベノミクスの実現に向けて」(首相官邸ウェブサイト (<https://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/20150630hontai.pdf>) 2017.8.29.閲覧)でもほぼ同様のことがより詳しく提示されている。

方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度 80%以上を実現する、⑤大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める (2013 年度 39.6%)、⑥すべての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する。

たしかに、地域の大学が地域密着・協働することにより地域貢献・活性化につながることはすばらしい。地方にある大学は、存在それ自体 (多数の学生) が一大産業の役割を担っており、大学の活性化は地域の活性化につながる。大学づくりは地域づくり、地域づくりは大学づくりとなる。そのため、文部科学省も地方大学の活性化に力を入れている¹⁵。

事業主体の側からいっても、地方・地域で独自の政策・取組や事業を行なおうとする場合、地域を熟知しているであろう大学が助言者として、またシンクタンクとしての役割を担ってもらうことは、地元の自治体や企業にとっては歓迎すべきことである。政策や事業の展開の幅も広がるであろう。

その一方で、地域再生や地方創生とは一致しない動きもある。「大学分類」といった新たな大学の格付け、国立大学「文系不要論」にみられる、地域の活性化や再生になくてはならない文系の「知」に対する否定の動き、私立大学の定員割れが続くなかでの「2018 年問題」等の負の動きや流れがある。

しかし、ここで注目したいことは、地域再生・創生の流れのなかで、冒頭にも紹介したように活発な大学の再編と改革の動きである。その特徴を整理しておけば、第一に、大学の新たな学部・学科として「地域系学部・学科」が位置づけられてきたことである¹⁶。

表 1 にみるとおり、国公立を問わず、主に人文社会系学部・学科を改組し、なかには理系学部・学科を融合する動きもみられる。地域系学部・学科に共通していることは、大学の「知」をもって、「地域」の課題解決に貢献しようとするもので評価できる。ここで目指す人材の育成は、「地域」の課題・問題を解決できる人材であり、教育方針やプログラムもフィールドワークや社会調査に重きをおいている。

第二に、「持続可能な社会」の構築のための理念・活動を掲げる大学が多いことである。大学自らが地域・社会貢献を明確に位置づける動きとして評価できる。

各大学の「地域協働」や「持続可能な社会」に関係する理念・目標、なかでも国立大学法人および公立大学法人の第 2 期中期目標・中期計画 (2009～2015 年度) をみると、国立大学法人 86 大学中 48 大学が、公立大学法人 86 大学中 31 大学が、地域協働や持続可能な社会に関する内容を大学理念ないし研究・教育目標にしていた¹⁷。地域再生法制定以後の 2009～2015 年という期間における大学の動きに注目したい。

¹⁵ 「文部科学省における地方大学活性化への取組」首相官邸ウェブサイト

〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/kihonseisaku/h26-10-03/h26-10-03-s6.pdf>〉2017.8.29.閲覧。

¹⁶ たとえば、「第 34 回 地域系 (注目の学部・学科)」『Kawaijuku Guideline』2016.7・8, pp.55-72.

¹⁷ 「国立大学法人」文部科学省ウェブサイト 〈http://www.mext.go.jp/b_menu/link/daigaku1.htm〉, 「公立大学法人」文部科学省ウェブサイト 〈http://www.mext.go.jp/b_menu/link/daigaku2.htm〉 いずれも 2014 年 8 月現在の閲覧情報。

表1 全国大学の地域系学部の概要

大学・学部名、定員	学部の概要
<p>福知山公立大学・地域経営学部、地域経営95名/医療福祉経営25名、計120名(267名)、2016年設置、公立、京都府福知山市</p>	<p>地域経営学科:経営学を基礎とした安定的な組織運営システムを理解し、企業経営活動の活性化、地域社会の再生・活性化等を旨とし、持続可能な社会を構築するための知識を習得。専門科目は「公共経営」「企業経営」「交流観光」の3つの系。公共経営系では、公的組織・非営利団体の社会的意義・役割・運営方法等や、持続可能な社会のあり方を理解。企業経営系では、企業の組織管理・経営戦略・生産管理等の知識や手法を学び、社会変化における企業の対応を理解。交流観光系では、地域に潜在する資源を掘り起こし、交流をキーワードに観光のあり方を構築。</p> <p>医療福祉経営学科:日本病院会等の認定資格である「診療情報管理士」の資格取得を目指すとともに、医療機関・福祉施設と企業経営との経営の共通性や創造性等を学ぶ。将来、医療機関・福祉施設の経営に参画できる人財、また、医療福祉を通して地域に貢献できる人財の育成が主要な目標。◎新入生男比率=男61:女39</p>
<p>山形大学・地域教育文化学部、計175名(7,546名)、2017年8から2コースに、国立、山形県</p>	<p>人口減少によって生じる地域社会の課題に対し、教育や心身の健康、文化や芸術といった視点から、すこやかに豊かな人生を過ごせるまちづくりに貢献できる人財の育成。児童教育コース:専門職や地域、家庭等とも連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支える「チーム学校の一員としての教員」を育成。文化創生コース:地域社会における文化的豊かさの保持、健やかで安心な生活の持続に寄与する「地域課題解決のスペシャリスト」の育成。◎新入生男比率=男35:女65</p>
<p>宇都宮大学・地域デザイン科学部、コミュニティデザイン50名/建築都市デザイン50名/社会基盤デザイン40名、計140名(4,160名)、2016年設置、国立、栃木県宇都宮市</p>	<p>21世紀の地域社会を持続可能で豊かにするために、新しい地域デザインに必要な教育・研究・地域貢献に取り組み、魅力ある地域をつくるための「地域デザイン能力」と、文理融合した「社会に役立つ能力」を兼ね備えた人財を育成。</p> <p>コミュニティデザイン学科:地域社会の歴史・課題を理解するに必要な教養を身につけ、地域と連携して様々な現場を体験し学習を深める。さらに、公共政策、地方自治、経済、自然、文化、食生活、観光、社会福祉、社会教育、NPO等の専門分野を専攻して地域デザイン能力を養い、行政機関や民間企業、NPO等で活躍できる人財を育成。</p> <p>建築都市デザイン学科:一級建築士の国家資格を取得できる素養を身につけ、建築の先端技術や建築を取り巻く社会の構造変化を理解。さらに高齢社会、エネルギー、防災・減災等へのリスク対策を学び、応用できる力を養う。また、地域課題に取り組みことで、異業種の人と連携する力を養い、社会をハード・ソフトの両面から支える人財を育成。</p> <p>社会基盤デザイン学科:人々の暮らしを支える社会基盤を多様な視点からデザイン・建築するために、コミュニティデザインや防災マネジメント、海外プロジェクト等、学際的な分野と連携する力を磨くことが特色。さらに、地域の課題や建築技術の現場での実践的な人間力を高める。社会状況や地域住民の生活、自然環境を多角的に考慮し、地域に応じた技術開発や施策提案を行い、国内外で活躍する建設技術者を養成。◎新入生男比率=男58:女42</p>
<p>金沢大学・地域創造学類、計80名(7,895名)、2008年改組、国立、石川県金沢市</p>	<p>誰もがいきいきと安心して暮らせる社会を育てるリーダーの育成。</p> <p>福祉マネジメントコース:「地域で豊かに暮らす」「住民自らが地域の福祉をつくる」ことを基本に、調査・分析、政策立案・事業計画の策定等のマネジメント能力を修得。環境共生コース:自然環境と人文社会環境の両分野を学び、両者の関係を多面的に理解し、環境にかかわる地域の課題を創造的に解決できる人財の育成。地域プランニングコース:地域が抱える様々な現代的課題を分析する手法を修得。健康スポーツコース:人間や運動に関する基礎理論の修得と同時に、地域でのスポーツ指導や組織運営等の現場体験を通して、健康な地域づくりのための実践力を修得。開講専門科目を受講すれば、中学・高校の教員免許状(保健体育)を取得可能。◎新入生男比率=男41:女59</p>
<p>福井大学・国際地域学部、計60名(4,083名)、2016年設置、国立、福井県福井市</p>	<p>国際地域学科:地域や国際社会の抱える複雑な課題を探索し、課題解決の実践的・総合的な能力を修得し、地域の創生を担いグローバル化した社会の発展に寄与する人財を育成。そのために、海外留学を含めた多様な経験機会を提供し、地域の企業・自治体等と連携した地域密着型の「課題探究プロジェクト」等、課題を理解し分析する幅広い専門分野の学習を有機的に結びつける形でカリキュラムを構成。◎新入生男比率=男31:女69</p>
<p>岐阜大学・地域科学部、地域政策50名/地域文化50名、計100名(5,707名)、1997年設置、国立、岐阜県岐阜市</p>	<p>地域問題を解決し、平和で文化的な暮らしやすい地域社会を創出できる人財の育成を目的とし、政策・産業・環境・福祉・文化等幅広い諸事象を深く探究。社会活動演習・地域学演習等、地域活動のなかでの実践的な教育を行う。</p> <p>地域政策学科:まちづくりの総合的なプランナーを育成。「産業・まちづくり」「自治政策」「環境政策」の3コースあり。</p> <p>地域文化学科:地方の時代をリードする創造的な人財の育成。「生活・社会」「人間・文化」「国際教養」の3コースあり。◎新入生男比率=男41:女59</p>
<p>静岡大学・地域創造学環、計50名(8,602名)、2016年設置、国立、静岡県静岡市</p>	<p>地域が抱える様々な問題に対処し、地域をより魅力的なものにするための課題に取り組むクリエイティブリーダーの育成。</p> <p>地域経営コース:地域が直面する課題やニーズを把握し、地場産業、自然、食、歴史、文化等の資源を活用し、新たな地域の活動やビジネスを生み出すリーダーの育成。地域共生コース:地域社会において弱い立場に置かれやすい人々とともに生き生きと暮らし、活躍できる地域社会を創りリーダーの育成。地域環境・防災コース:企業活動や人々の暮らしが環境に与える悪影響を減らし、豊かな地域環境を育み、自然災害に強い企業、生活、地域社会づくりに取り組むリーダーの育成。アート&マネジメントコース:芸術と地域社会を結ぶアートマネジメント力を持ち、芸術による地域復興や美術・デザイン分野の創作活動を展開するリーダーの育成。スポーツプロモーションコース:地域のスポーツ環境の整備および人材教育をトータルコーディネートできるリーダーの育成。◎新入生男比率=男47:女53</p>
<p>鳥取大学・地域学部、地域創造60名/人間形成55名/国際地域文化55名、計170名(5,285名)、2017年に地域政策・地域教育・地域文化・地域環境の4学科を地域学科に改組、国立、鳥取県鳥取市</p>	<p>地域学科:地域課題の自然・社会・文化に関する幅広い知識を修得し、実践的アプローチを通じて地域に生起する様々な諸問題を的確にとらえる深い探究心と、その解決のための論理的思考力、批判的判断力、創造的表現力や他者とのコミュニケーション力等を修得し、地域社会の再生・発展に高い倫理感と責任感を持って貢献できる人財の育成。</p> <p>地域創造コース:地域の現在および将来の課題に対し、積極的かつ主体的に取り組む、人々の生活や産業等地域社会を支え、地域創造に資するキーパーソンとなり得る人財の育成。学修を明確化するため、コミュニティマネジメント、ソーシャルビジネス、政策科学の3プログラムを置く。人間形成コース:人間形成かかわる諸理論と実践を学び、学校教育を含む生涯にわたる人間形成(生涯発達)の立場から、地域と教育の関係を再構築し、地域の人づくりを支えるキーパーソンを育成。小学校・幼稚園・特別支援学校教諭免許と保育士資格の取得が可能。学修を明確化するため、発達福祉、学習デザイン、地域と教育の3プログラムを置く。国際地域文化コース:様々な文化の関係性とそれが生活において持つ意味を理解し、日本を含む世界の様々な地域で異なるものを相互に認め合いながら、「一人ひとりの生活と生の充実」「つながりの創出」を実現するために必要な知識や技法、言語能力や現地感覚、現場感覚を身につけた人財の育成。学修を明確化するため、日本の歴史と文化、グローバルな文化と地域、創造性とコミュニティの3プログラムを置く。◎新入生男比率=男44:女56</p>
<p>愛媛大学・社会共創学部、産業マネジメント70名/産業イノベーション25名/環境デザイン35名/地域資源マネジメント50名、計180名(8,305名)、2016年設置、国立、愛媛県松山市</p>	<p>社会と地域への貢献を目指し、課題解決のために必要なコミュニケーション能力、協働する力、リーダーシップ・知識や技術の活用力を備え、地域活性化の即戦力となる人財の育成。カリキュラムは主に「実践力育成科目群」と「専門力育成科目群」で構成されており、「実践力育成科目群」では、フィールドワークやインターンシップなどを通して、地域の人と協働し、多角的な洞察力、想像力、課題解決力を修得する。</p> <p>産業マネジメント学科:「経済・経営の力で地域を変える」人財の育成。産業マネジメント、事業創造の2コースを設置。産業イノベーション学科:「地域と共に考え行動し、未来の産業を切り拓く」人財の育成。海洋生産科学、紙産業、ものづくりの3コースを設置。</p> <p>環境デザイン学科:「人と自然が共生する持続可能な社会を共に築き上げる」人財の育成。環境サステナビリティ、地域デザイン、防災の2コースを設置。</p> <p>地域資源マネジメント学科:「農山漁村、文化・観光、スポーツ・健康の知から地域の未来を拓く」人財の育成。農山漁村マネジメント、文化資源マネジメント、スポーツ健康マネジメントの3コースを設置。◎新入生男比率=男48:女52</p>

<p>高知大学・地域協働学部、計60名(4,947名)、2015年設置、国立、高知県高知市</p>	<p>少子高齢化、産業の脆弱化等、高知県をはじめ各地域の課題を解決する人財の育成。講義科目、演習科目、実習科目で構成されるカリキュラムを編成し、「大学での学び」「地域での学び」「地域への貢献」の3つの学びによる成長サイクルを実践。1年次から4年次まで、県内各地をキャンパスとしてフィールドワークを実施。地域における課題解決の現場を直接体験するために、多様な実習科目を配置し、地域への愛着や誇りを育てる教育を実践。地域コミュニティの再生、商店街の活性化、地場産品を生かした商品開発等、学生自らが企画し、地域住民と協働しながら組織・人を動かす力を修得。専門科目には、組織学習論、地域組織論、フードビジネス論、中心市街地活性化論、地域福祉論等を配置。 ◎新入生男比率=男50:女50</p>
<p>佐賀大学・芸術地域デザイン学部、芸術表現55名/地域デザイン55名、計110名(6,023名)、2016年設置、国立、佐賀県佐賀市</p>	<p>芸術地域デザイン学科のもとに2コースを置く。芸術表現コースは2分野。美術・工芸分野:「手わざ」を基礎にオリジナルのある表現力を養成。有田セラミック分野:2016年に佐賀大学に移行した有田窯業大学校が持つ充実した施設環境のなか、国際的な陶磁教育とセラミック研究により、専門性の高い人財の養成。地域デザインコースは3分野。地域コンテンツデザイン分野:デジタルメディアやテクノロジーを効果的に生かして、地域資源をコンテンツ化し芸術やデザインとして提案ができる人財の育成。キュレーション分野:学芸員を養成。芸術だけでなく、経営、科学などの知識やスキルを駆使して、地域の遺産や資料を保護・管理したり、それらを活用した企画・運営に携わったりするための応用力も養成。フィールドデザイン分野:自治体でまちづくりなどの地域創生のために働く人財の養成。地理学・都市デザイン、文化財保護、経営などの地域を生かし、企業やマスコミなど自治体以外で活躍できる力も修得。 ◎新入生男比率=男18:女82</p>
<p>宮崎大学・地域資源創生学部、計90名(4,686名)、2016年設置、国立、宮崎県宮崎市</p>	<p>「マネジメントの専門知識」と「社会・人文科学、および農学・工学分野の利活用技術の基礎知識」を教授する異分野融合のカリキュラムを編成し、研究者教員と実務家教員とが協働した実践的教育、宮崎県全体をフィールドとした実習や国内・海外インターンシップによる地域住民と一体となった協働教育を導入。これらにより、「企画力」「実践力」の育成を図り、地域活性化に不可欠な社会を牽引するイノベーション創出に向けたマネジメントの知識と、地域資源の価値を見極める人財を育成し、地域から要望の高い、実社会で即戦力として活躍できる人財の輩出。2年次後期から地域産業創出、地域創造、企業マネジメントの3コースからひとつ選択し、コースごとに設定される専門科目を履修し、専門性を高める。 ◎新入生男比率=男56:女44</p>
<p>高崎経済大学・地域政策学部、地域政策150名/地域づくり150名/観光政策120名、計420名(4,104名)、公立、群馬県高崎市</p>	<p>1年次専門導入科目、2～4年次専門基礎・専門発展科目と段階的に履修。3・4年次は少人数制のゼミナール必修。地域政策学科:地域振興を中心的に担う人財育成のため、都市、農村、国際、経済・産業、政治・経済という5つの領域の幅広いカリキュラムで学修。地域づくり学科:住民主体の地域づくりに寄与する人財の育成のため、地域問題の解決に結びつく幅広い理論の学修と、地域づくりに関する実践的、実証的な学修。観光政策学科:国内外の観光政策の理論や制度の学修と地域社会での実践的、実証的な調査研究を通じて、独自の観光資源開発、および活用方法を提案する能力を修得。 ◎新入生男比率=男59:女41</p>
<p>奈良県立大学・地域創造学部、計150名(650名)、公立、奈良県奈良市</p>	<p>地域社会の持続と発展を目指し、「観光創造」「都市文化」「コミュニティデザイン」「地域経済」の4つの領域ごとに、「学習・モジュール」という教員と学生のグループを設け、専門性の近い教員がチームを構成してチームティーチングにより学生を指導するという、新しい教育方法を導入。4年間を通じて、対話型のゼミ形式による少人数教育を中心として、卒業に必要な単位の約3分の1をゼミの単位として必修に。また、交渉力、実践力を持つたくましく人財の育成のため、必修科目としてフィールド科目を設定し、すべての学生に実社会での活動体験を求める。◎新入生男比率=男24:女76</p>
<p>北九州市立大学・地域創生学群、計120名【うち夜間40名】(6,203名)、公立、福岡県北九</p>	<p>「地域の再生と創造」という時代の要請に応え、幅広い教養と地域に関する総合的な修得。昼夜開講制で、多様な学びのスタイルにも対応。少人数演習のほか、福祉施設やスポーツイベント等の現場実習を用意。地域活性化に活躍する人財を育成する地域マネジメントコース、地域福祉を学ぶ地域福祉コース、ボランティア活動の理論・実践に精通する地域ボランティア養成コースの3コース制。◎新入生男比率=男39:女61</p>
<p>長崎県立大学・地域創生学部、公共政策120名/実践経済130名、計250名(2,986名)、2016年設置、公立、長崎県佐世保市</p>	<p>地域社会や地域経済の課題を専門的、総合的視野に立って理解し、分析・解決できる人財、リーダーシップを有し、他者と協働して地域社会や地域経済のあり方を創造できる人財の育成。公共政策学科:公共という視点に立って、政策の企画・立案および評価に関する知識・知見と実践力を身につけ、幅広い視野で地域の政策課題を解決できる人財を育成する。実践経済学科:職人として必要な経済学を体系的に学ぶことで、企業活動における企画・立案能力を有し、地域経済の動向を分析しその発展に寄与できる人財の育成。 ◎新入生男比率=男67:女33</p>
<p>熊本県立大学・総合管理学部、計280名(2,146名)、公立、熊本県熊本市</p>	<p>多様な知と実践力を養い、公共・福祉、ビジネス、情報等、あらゆる分野での「総合管理能力」を修得。2017年度から新カリキュラムに移行し、より多様な専門分野や考え方を総合し創造的に課題を解決できる能力を持った人財の育成。グローバル科目を設け、より深い国際的な知識と実践力を修得。地域活性化の方策や福祉サービス等を学ぶほか、地域社会や福祉の分野で実践的に活躍するために、グローバルから地域までのあらゆる領域における知識と視点を修得。3つの専門分野を設置。公共・福祉分野:公共経営、行政組織、商法、社会保障、生命倫理等を学び、企業経営の視点を備え、政府・自治体で活躍する力を修得。ビジネス分野:経営組織、経営分析、ファイナンス、金融、公共経済等を学び、公共性やリーガルマインドを備えた企業人として活躍する力を修得。情報分野:人工知能、情報デザイン、情報システム、情報通信技術(ICT)および情報管理のあり方を学び、公共機関や民間機関の情報部門等で活躍する力を修得。 ◎新入生男比率=男31:女69</p>
<p>八戸学院大学・地域経営学部、計80名(699名)、2018年新設予定、私立、青森県八戸市</p>	<p>地域社会への貢献を目標として、経営学の基本を学び、会社経営コンピュータのスペシャリスト、会計に関する経理・会計職、銀行、公務員や自治体・NPO法人の職員・高校の教員(商業・情報)を目指すために必要な知識・能力を修得。2018年新設予定(届出中)には、九州産業大学・地域共創学部(観光学科150名、地域づくり学科130名:私立、福岡県福岡市)がある。</p>
<p>大正大学・地域創生学部、計100名(4,965名)、私立、東京都豊島</p>	<p>地域創生学科:経済学を基盤として、経営学、社会学等を学び、地域での実習を通して「知識」と「実践」を融合させる。地方と都市それぞれの視点から問題にアプローチする力を養うことで、地域の活性化を実現する人財を養成。 ◎新入生男比率=男70:女30</p>
<p>追手門学院大学・地域創造学部、計150名(6,727名)、私立、大阪府茨木市</p>	<p>体験的・実践的に学ぶ3コース。観光・まちづくりコース:観光とともに地域の文化や自然を生かしたまちづくりの創造的実践。地域経済・事業創造コース:地域のビジネス、産業、地方自治等に関わる新たな創造的現実の実現。都市文化・文化創造コース:新しい文化を生み出す創造都市の先進的な動向を学ぶ。◎新入生男比率=男80:女20</p>
<p>山陽学園大学・地域マネジメント学部、計60名(615名)、私立、岡山県岡山市</p>	<p>地域活動に重点を置き、地域産業の実態や地域政策、経営手法を学び、地域の発展に貢献できる人財を育成。2018年新設予定(申請中)。</p>

注: 福知山公立大学資料(大橋尚哉、作成資料)を筆者修正・加筆。原資料は、『蜚雪時代・8月臨時増刊(2018年入試対策用全国大学内容案内号)』旺文社、2017.7。

全体的には、国立大学法人の場合、とくに東京大学をはじめ旧帝大は、世界で最上位をいかに実現するかが第一目標（最上位が自己目的化している感あり）で、地域貢献の在り方（世界最高水準の教育・研究の提供が中心）にあまり言及していない。首都圏・大都市圏以外の大学では、地域密着型・地元貢献型への改革を進めたことが注目される。表 1 に紹介したとおりである。

公立大学法人の場合には、各県・地域独自の課題に応える場合が多く、そのなかでも「持続可能な地域社会」、「持続可能な循環型社会」、「共生社会」、「環境共生型社会」といったコンセプトも多い。環境・経済・福祉といった地域社会における高いニーズに応えている。鳥取環境大学は、「持続可能な社会」、「持続可能性」というコンセプトに応えるという点で、公立大学のなかではとくに注目される。また、2016 年度に開学した福知山公立大学は日本で初めて「地域経営学部」をおき、地域協働型教育研究をコンセプトにした地域密着型・地元貢献型の大学を目指す。

（3）「地域経営」提起の社会的背景

「地域経営」という用語を使わないが、「地方創生」には地域を活性化するような経営視点の重要性が示唆される。さらに、かつての地域活性化、地域再生だけではなく、人口減少に歯止めをかけ、地方の雇用を増やすこと、大学も貢献するという点に特徴がある。

そこで、「地方創生」に関する「長期ビジョン」と「総合戦略」について概観する。とくに所得・雇用問題に関連する施策ついてみることをとおして、地方創生・地域活性化の今日の特徴と問題点を明らかにしておく。

地域のための「長期ビジョン」とは何か

「長期ビジョン」では、人口減少と東京圏への人口集中の問題が強調される。国内外に開かれた地域資源の活用や地域資源を活用した新たなイノベーション等により、地方分権の確立の基盤とし、人口減少に歯止めをかけ、他方東京圏への人口集中・過密化の是正を図ることにより地方の創生を目指す。しかし、地域・地方の再生・再建と矛盾した部分も少なくない。

『再興戦略』で強調される「生産性革命」も「ローカル・アベノミクス」も、地方の中小企業や伝統地場産業、農林漁業、等とはあまり縁のない内容ばかりである。キーワードは、「攻め」のコーポレートガバナンスの強化、市場の開放、規制の緩和、ITの駆使、アジア市場への挑戦、等である。これらは、地方での実現が難しいものばかりである。

いま地方に必要なのは、「競争・成長戦略」ではなく、成熟した社会・持続可能な社会を前提とした「戦略」、共生的「安心・安定戦略」を立てることであろう。経済の成長のための競争ではなく、生活の安定・安心のための共生である。地域の人々が地域のために地域の資源を循環利用し、地域に雇用を生み出すことである。たとえば原発の再稼働や輸出ではなく、地域の再生可能資源を活用した地産地消型の発電所であり、伝統地場産業や農林漁業の復権である。その上で、地域の各種の産業がコミットし、産業クラスターを形成するなどして地域全体の雇用と所得・暮らしを豊かにしていくと

いうことであろう。

そこで注目・再評価すべきなのがコミュニティである。高齢者のケア、子育て支援、ゴミの減量とリサイクル、自然環境の保全、犯罪や非行の防止、家事や震災の減災等の点から見直しや創りかえによる再評価である。コミュニティは、旧来の世帯加入性、自動加入性、多機能性のほかに、新たに地縁性、協同性、自治性を加えた機能が注目されている。¹⁸

しかし、その場合でも地域に人・担い手の存在が重要となる。日本の人口減少は、趨勢からいえば当分の間続くであろう。流れを止めようとすれば無理が生じる。緩やかな人口減少に押しとどめることが現実的な見方かもしれない。このようなもとの、どのような地域の経営が可能なのであろうか。

「総合戦略」は、経済産業省の「大都市圏版・成長戦略」に代わる、国土交通省・総務省・財務省・厚生労働省等合作の2015～2019年度5年間の「地方版・成長戦略」との見方もできる。大都市では可能かもしれないが、人口減少の著しい地方における「成長戦略」は現実味のあるものとは受け止められない。

たしかに、取組に当たって「基本的な考え方」や「政策パッケージ」には支持できる面もある。「長期ビジョン」では、フランス・スウェーデン等で実施している手厚い家族支援政策（家族給付の拡充、出産・育児と就労支援の拡充、育児休業保障の拡充等）を例示した。これを踏まえ「総合戦略」においても提示された「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」政策（切れ目のない支援、子育てと就労の両立の実現等）は、ぜひとも実現すべきである。

このほかにも一面では支持できるものがある。たとえば、①「中核企業支援」、「分散型エネルギーの推進」など強みのある産業への支援や新事業・新産業を興し、地域の雇用を生み出し、②企業の地方採用枠の拡大、地方大学や教育機関との連携（後述）、地域ニーズに対応した人材の育成、③「小さな拠点」の形成、都市のコンパクト化、交通ネットワークの形成を図る、などである。しかし、これらの施策においても、条件があわなければ衰退を促進する「戦略」になるという側面も見落としてはならない。

不可欠な地域政策や地域構造の検証

上記の①および②の「地域産業の競争力強化」のまえに、地方が後退した実態と要因を明らかにすべきである。「総合戦略」における「従来の政策の検証」では、政策の縦割り、全国一律の手法、バラマキ、対処療法的で短期的な処方箋、といった指摘がなされている。たしかにこうした政策の欠陥もあったであろうが、現場にそくした政策全体の検証が必要である。

端的にいえば、たとえば「シャッター通り」¹⁹になっている地方の商店街の実態を、まず正確に把

¹⁸ 菊池美代志「コミュニティづくりの展開に関する考察—社会学の領域から」『コミュニティ政策』1巻, 2003, pp.33-44.

¹⁹ 『シャッター通り』等に関しては、林雅樹「わが国大規模店舗政策の変遷と現状」『レファレンス』716号, 2010.9, pp.73-90; 加藤義忠「まちづくり3法の見直し」『関西大学商学論集』52巻4号, 2007.10, pp.51-66; 安藤靖華「商店街衰退のリスクからその再生を考える」『香川大学経済政策研究』3号, 2007.3, pp.109-125; 新雅史「商店街はなぜ滅びる

握すべきである。「シャッター通り」とは、にぎやかな商店街が閉店・閉鎖し、シャッターを下ろした状態をいうが、この状況がなぜ起きたのか。

1970年代以降、自動車の普及や道路網の整備、地価の高騰、商店街の魅力の低下、規制緩和や貿易自由化の外圧等を背景に、駅やバスターミナルを中心とした商店街から郊外型のスーパー等を利用するようになった。これを決定的にしたのは、店舗規模等を規制した大規模小売店舗法（大店法）を廃止した2000年以降である。大店法に代わって同年に施行された大規模小売店舗立地法（大店立地法）により、大型店等の出店は原則的に自由になり、大型店・専門店から映画館まで商店街の機能をすべて備え、無料の大規模駐車場も併設した施設が建設可能になった。

こうして街の商店街はたちまち「シャッター通り」と化したのである。確かに消費者が利便性を高めた点もあるが、地域全体の活力の維持といった点からみれば課題も多い。地域・地方の再生・再建には、「シャッター通り」やこれに関連する問題等の検証をはじめ、地域・地方を構成する産業や地域構造の検証も必要である。

過去の新規参入と撤退の要因・構造の総括・解明、とくに商店街・伝統産業・地場産業・農業等の撤退・倒産に関し、地域に立脚した要因の洗い出しこそ必要である。大型店舗の自由な参入等、「自由」の名のもとに推進した必要以上の規制緩和、これとは反対に様々な地方産業の撤退・倒産、この繰り返し、このような実態の検証なしに、「地域産業の競争力強化」がどの程度適切で可能な政策なのか疑問をもたざるをえない。

地方・地域の現場をみれば、競争的「成長戦略」ではなく、共生的「安心・安定戦略」が求められる。十分な分析・総括なしに新たな取組をしたとしても、また、②のように「地方大学や教育機関との連携」等を活用しても、「地域産業の競争力強化」やその政策の実現、そうした地域産業の定着・普及の可能性は低いのではないか。

競争力強化の一環として「地域を担う中核企業支援」があるが、強みのある中核企業だけを支援しても、その企業がたとえばクラスターを形成しているとは限らず、地域の生産額や雇用が増えるとは限らない。むしろ、ここに資源を集中することが、他の企業の展開を弱める可能性もある。「1人勝ちの構造」ではなく、共生型の地域構造をどう作り出すかが大きな課題である。

「分散型エネルギーの推進」にしても、再生可能エネルギーを推奨しているが、買取価格の引下げが推進される今後の政策環境のなかで²⁰、つまりアクセルを踏みながらブレーキをかける政策環境では、どれだけの普及と効果があがるかは疑問である。「農林水産業・地域の活力創造プラン」にも多くの問題点がある²¹。

生活のあり方の政策として、③「小さな拠点」、「都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成」があげられている。これも結局、「選択と集中」に向かい、さらに新たな市町村合併への圧力

のか—社会・政治・経済史から探る再生の道』光文社新書、2012、等を参照。

²⁰ たとえば、寺林暁良「再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況と課題—3年度目の改正点と今後の論点」『農林金融』67巻8号、2014.8、pp.46-51。

²¹ 矢口芳生『農と村とその将来—規制緩和と農政を超えて』農林統計出版、2015、pp.12-29

となり、とくに中山間地域のようなところではこれまで以上にきめ細かい行政サービスは低下することになるのではないかと。そして、目標と成果が5年後に未達成の場合、「非効率」の名のもとに「農山村たたみ」、新たな市町村合併に向かう。このことが人口減少を促進し、負のスパイラルを招くのではないかと。さらに、財政支出がある割には、肝心の人口減少対策が十分であるとはいえない²²。

また「拠点・ネットワーク化」は、小・中学校の適正規模化（統廃合）とセットで進められるであろう。しかし、学校の存在が地域の存続・活力に直結し（子どもの活力＝大人の活力）、小・中学校の統廃合は地域の崩壊を加速させることになり、地域縮小のスパイラルに進むのではないかと。地域における小・中学校の意義と役割の十分な検証し、人口減少のなかの学校の新たな意義と役割を見出すことが重要なのではないかと。単なる人口減少に乗じての学校の統廃合は禁物である。

2. 政府および関係組織等からの「地域経営」の提起

(1) 政府からの提起

上記のような政策の流れと推進のなかで、様々な分野から「地域経営」の視点が提起されている。最初に政府の提起からみる。ここでは内閣府、国土交通省、総務省、経済産業省、厚生労働省を扱う。

内閣府—「地域経営」の視点を提示

内閣府が「地域経営」という用語を最初に用いたのは、2009年3月の内閣府経済社会総合研究所の報告書『「地域経営の観点からの地方再生に関する調査研究」報告書』²³であろう。しかし、報告書は有識者で構成される「地域経営研究会」のもとで執筆されており、したがって内閣府ないしその研究所の正式な「地域経営」の見解というものではない。

ここで定義が明確に述べられているわけではない。意識すれば、「地域経営」とは、「グローバルな視野のもとで地域の持続的発展を目指す」観点から、「伝統産業、自然資源、景観、歴史、生活文化等、地域固有の資源を再評価して、その価値を向上させていく」ことである。したがって、地域経営学は「地域の価値を向上させていく」学術・科学ということになる。

この「調査研究」は次のような社会的背景を踏まえている。経済の停滞感や格差の拡大のなかで、従来の国土開発的な視点ではこれらの課題に答えられない。今後は地域経済の活性化が求められているが、そのためには「個々の地域の活性化を日本の中心的課題として位置づけ、個々の地域が個性（地域力）を発揮することによってこそ、日本全体の持続的な発展が保障される」という認識である。

そして、翌年には同研究所から『地域経営の観点からの地方再生に関する調査研究 2010 報告書』²⁴

²² 中島正博「地方創生事業と農業・農村」『農業と経済』83巻4号, 2017.4, pp.6-13

²³ 「研究会報告書等 No.41 地域経営の観点からの地方再生に関する調査研究」(2009年2月)内閣府経済社会総合研究所ウェブサイト〈<http://www.esri.go.jp/prj/hou/hou041/hou041.html>〉2017.8.29.閲覧。

²⁴ 「研究会報告書等 No.51 地域経営の観点からの地方再生に関する調査研究 2010 報告書」(2010年3月)内閣府経済社会総合研究所ウェブサイト〈<http://www.esri.go.jp/prj/hou/hou051/hou051.html>〉2017.8.29.閲覧。

が発表されている。座長および3人の委員が留任し、調査研究上の一定の継続性が認められる。「地域経営」への認識も深められているが、定義は明らかにされていない。また、直面する課題等の認識の背景は前年と同様であり、かつ経済産業省の「地域経済研究会報告書」(後述)に依拠している面が強い。

「地域経営の視点」として次の3つが明示される。地域の持続的活力を回復・維持するためには、①固有の資源を活用し、地域価値を向上させ、キャッシュフローを生み出すこと、②地域の「経営人材の確保」、「経営資金の調達」、「経営意識の改革」という3つの課題を総合的に考えること、③組織(人)的ネットワークを強固にし、価値向上に向けた取り組みを統一的に進めること、である。そして、アメリカの社会学者フライドソンの「3つの経営の論理」を援用し、地域経営にも「市場の論理」(地域間競争)、「管理の論理」(効率向上)、「プロの論理」(ブランド確立・品質向上)、つまり「競争、効率、ブランドの観点を地域経営の中に盛り込んで、もう一度地域の問題を考える必要がある」とする。

このように「地域経営」の視点が生まれてくるが、「地方創生」を主宰する内閣府が2010年段階で率先して「地域経営」を推進していることは感じ取れない。ただし、内閣府に限らないが、国土開発の視点から地域活性化の視点に、大きく舵が切られたのは明らかである。

そして、具体的に動くのが「地方創生」後である。上記の「総合戦略」は改訂され(「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2015」:2015年12月24日閣議決定)、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向けて、その課題及び論点を整理し、結論を得るため、地方創生担当大臣の下に「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」(以下「有識者会議」と略記)の開催を決めた²⁵。その最終報告書(2016年12月13日)では下記の「地域運営組織」が提起され、2020年までに3,000団体の設立を目指すとした²⁶。

その地域運営組織とは、「持続可能な地域をつくるため、『地域デザイン』(今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図)に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織」である。「地域住民自らが生活サービスの提供やコミュニティビジネスの事業主体となりうる地域住民主体の組織(地域運営組織)」にしていくことも指摘している。

この提起の前に、総務省は2013年度報告書において、「生活支援機能を支える事業主体を『RMO(地域運営組織)-Region Management Organization-』と呼び、上記の有識者会議とほぼ同様の地

²⁵ 「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議の開催について」首相官邸ウェブサイト
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiisana_kyoten/rmo_yushikisyakaigi/h28-03-01-siryou1.pdf) 2018.1.5.閲覧。

²⁶ 「地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて 最終報告」(2016年12月13日)首相官邸ウェブサイト
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiisana_kyoten/rmo_yushikisyakaigi/rmo_yushikisyakai-gi-saishuuhokoku.pdf) 2018.1.5.閲覧。

域運営組織を提起していた²⁷。また総務省に先立って、後述の民間組織（まちづくり市民財団：服部則仁論文）からも「地域経営組織」（名称は異なるが英名は同じで活動内容もほぼ同様のもの）が提起されており、最終的に内閣府の「有識者会議」がオーサライズした格好である。

内閣府はさらに 2015 年度から「地域商社事業」を展開している²⁸。「まち・ひと・しごと創生本部」では、地域商社事業の設立・普及を重要な取組分野として取り上げ、地方創生推進交付金により、これまで 100 か所以上の地域商社事業の設立・機能強化に向けた取組を支援しており、来年度以降も、その支援を継続していく予定²⁹のようである。

国交省からの提起

国土開発による地域再生・創生・活性化という点で、もっとも関係があるのは国土交通省である。1950 年の国土総合開発法に基づき、国土の有効利用、社会環境の整備等に関する長期計画として、1962 年に第 1 次の「全国総合開発計画」が策定された。以来、1969 年、1977 年、1987 年、1998 年の第 5 次計画まで作成された³⁰。その概要は、表 2 のとおりである。

2005 年、国土総合開発法は国土形成計画法と改正・改称され、「国土形成計画（全国計画）」が策定されることになった。そして、2008 年 7 月、新法制定後初の「国土形成計画」が閣議決定された。新「計画」では、「成熟社会型の計画」と「分権型の計画づくり」とを基調とし、新しい国土像実現のための戦略的目標として、東アジアとの円滑な交流・連携、持続可能な地域の形成、災害に強いしなやかな国土の形成、美しい国土の管理と継承の 4 点を掲げた³¹。

これまでは国主導で地方の意見を聴取する仕組みをもたなかったが、都道府県等との連携・協力による「広域地方計画」が可能となり、また計画への多様な主体の参画の仕組みも導入した³²。すなわち、「行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域で協働するという『新たな公』

²⁷ 「RMO（地域運営組織）による総合生活支援サービスに関する調査研究報告書」総務省ウェブサイト（http://www.soumu.go.jp/main_content/000380223.pdf）。2018.1.5.閲覧。この報告書は、総務省地域力創造グループ地域振興室より 2013 年年度（2014 年 3 月）に公表されて以降、年度毎に報告書が公表されている。各年度の報告書は（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html）を参照されたい。2018.1.17.閲覧。

²⁸ 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」および「同 2016」首相官邸ウェブサイト（<https://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/20150630hontai.pdf>）および（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h28-06-02-kihonhousin2016hontai.pdf>）2018.1.22.閲覧。

²⁹ 「地域商社事業」首相官邸ウェブサイト（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiikisyousya/index.html>）2018.1.8.閲覧。

³⁰ 国土政策の大まかな流れについては、今野修平「国土政策の新潮流と地域開発」『地理学評論』71 巻 5 号、1998、pp.323-333. 等参照。

³¹ 「国土形成計画（全国計画）」（2008 年 3 月）国土交通省ウェブサイト（<http://www.mlit.go.jp/common/001119706.pdf>）および（http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000082.html）2017.12.12.閲覧。森地茂「新しい国土計画」『日本不動産学会誌』22 巻 1 号、2008.7、pp.38-43。

³² 美野輪和子「まちづくりのブランド戦略—地域の再生と持続可能な社会の構築を目指して」『地方再生：分権と自律による個性豊かな社会の創造：総合調査報告書』（調査資料. 2005-1）国立国会図書館、2006.2、pp.160-178。（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999258>）

に基づく地域づくり」という考えが取り入れられた³³。上述した地方分権・地域再生・地域活性化等に関する法律や議論の流れ、とくに地域再生法にそったものとなった。

「新たな公」の重要性を認めつつも、問題や課題があるとの意見もある。「新たな公」を基軸とい

表2 全国総合開発計画等の推移

	目標年次と基本目標	背景	閣議決定日・内閣・背景	目録年次と基本目標	基本的課題	開発方式等	投資規模
全国総合開発計画(全案)	1962年10月5日、池田内閣。 ①高度成長経済への移行 ②高度成長経済、所得格差 ③過大都市問題、所得格差の拡大、④所得倍増計画(太平洋・ベクトル構想)	1962年10月5日、佐藤内閣。 ①高度成長経済、②人口、産業の大都市集中、③情報化、国際化、技術革新の進展	1962年10月5日、池田内閣。 ①高度成長経済への移行 ②高度成長経済、所得格差 ③過大都市問題、所得格差の拡大、④所得倍増計画(太平洋・ベクトル構想)	1970年、(地域間の均衡ある発展)都市の過大化による生産面・生活面の差問題、地域による生産性の格差について、国民経済的視点からの総合的解決を図る。	①都市の過大化の防止と地域格差の是正、②自然資源の有効利用、③資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分	(拠点開発構想)目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の政庁大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反应的に開発を進め、地域間の均衡ある発展を實現する。	1966年から60年間約1307.170兆円(米田政府)固定形成(1960年価格)
新全国総合開発計画(新案)	1969年5月30日、佐藤内閣。 ①高度成長経済、②人口、産業の大都市集中、③情報化、国際化、技術革新の進展	1969年5月30日、佐藤内閣。 ①高度成長経済、②人口、産業の大都市集中、③情報化、国際化、技術革新の進展	1969年5月30日、佐藤内閣。 ①高度成長経済、②人口、産業の大都市集中、③情報化、国際化、技術革新の進展	1977年から概ね10年間(～1987年)。(人間居住の総合的環境の整備)限られた国土資源を前掲として、地域特性を生かしつつ、歴史的・伝統的文化に、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。	①長期にわたる人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存、②開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化、③地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編効率化、④安全、快適、文化的環境条件の整備保全	(定住構想)大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利便の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	1976年から65年間約370兆円(米田政府)固定形成(1975年価格)
第3次全国総合開発計画(3全案)	1977年11月4日、福田(起夫)内閣。 ①安定成長経済、②人口、産業の地方分散の兆し、③国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1977年11月4日、福田(起夫)内閣。 ①安定成長経済、②人口、産業の地方分散の兆し、③国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1977年11月4日、福田(起夫)内閣。 ①安定成長経済、②人口、産業の地方分散の兆し、③国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	概ね2000年、(多極分散型国土の構築)安全で潤いのある国土の上に、特色ある機能を持つ多くの極が成立し、特定地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく地域間、国際間で相互に補充、補完しあひながち交流している国土を形成する。	①居住環境の総合整備、②国土の保全と利用、③経済社会の新しい変化への対応	(交流ネットワーク構想)多極分散型国土を構築するため、①地域の特性を生かしつつ、創意工夫により地域整備を推進、②基幹的交通、情報、通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国土にわたって推進、③多様な交流の機会を国、地方、民間団体の連携により形成。	1986年度から2000年度1,000兆円(米田程度)による累積(1980年価格)
第4次全国総合開発計画(4全案)	1987年6月30日、中曽根内閣。 ①人口、諸機能の東京一極集中、②産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化、③本格的国際化の進展	1987年6月30日、中曽根内閣。 ①人口、諸機能の東京一極集中、②産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化、③本格的国際化の進展	1987年6月30日、中曽根内閣。 ①人口、諸機能の東京一極集中、②産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化、③本格的国際化の進展	2000～2015年、(一極一軸型から多軸型国土構築へ)。(多軸型国土構築形成の基礎づくり)多軸型国土構築の形成を目指す21世紀の国土のグランドデザイン)実現の基礎を築く。地域選択と責任に基づき地域づくりの重視。	①自立の促進と誇りを持つ地域への安心、②国土の安全と暮らしの確保、③恵み豊かな自然の享受と継承、④活力ある経済社会の構築、⑤世界に開かれた国土の形成	(参加と連携)多様な主体の参加と地域連携による国土づくり(4つの戦略)①多自然居住地域(小都市、農山村、中山間地域等)の創造、②大都市のリノベーション(大都市間の修復、更新、有効活用)、③地域連携軸(軸状に連なる地域連携の基とま)の展開、④広域国際交流圏(世界的な交流の機会を有する圏域)の形成。	投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を示す。
21世紀の国土のグランドデザイン(5全案)	1998年5月31日、橋本内閣。 ①地球規模問題、大競争、アジア諸国との交流、②人口減少、高齢化時代、③高度情報化時代	1998年5月31日、橋本内閣。 ①地球規模問題、大競争、アジア諸国との交流、②人口減少、高齢化時代、③高度情報化時代	1998年5月31日、橋本内閣。 ①地球規模問題、大競争、アジア諸国との交流、②人口減少、高齢化時代、③高度情報化時代	①各プロダクト・ブロック内の戦略の明確化と交流、連携、共生、相乗効果による活力、②文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築、③東アジア等との交流・連携、広域地方計画の策定。	(「新たな公」を基軸とする地域づくり)①ローバーバル化や人口減少に対応する国土の形成(東アジアとの円滑な交流・連携の整備、グローバルな活躍の拡大)、②安全、安心と経済成長を兼ねる国土の管理、国土基盤(災害)に対し強固な安全・安心で持続可能な国土の形成、国土基盤の維持・整備・活用、③国土づくりを支える参画と連携(地域を支える担い手の育成、共創社会づくり)	(「新たな公」を基軸とする地域づくり)①ローバーバル化や人口減少に対応する国土の形成(東アジアとの円滑な交流・連携の整備、グローバルな活躍の拡大)、②安全、安心と経済成長を兼ねる国土の管理、国土基盤(災害)に対し強固な安全・安心で持続可能な国土の形成、国土基盤の維持・整備・活用、③国土づくりを支える参画と連携(地域を支える担い手の育成、共創社会づくり)	投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を示す。
国土形成計画(全国計画)	2008年7月4日、福田(康夫)内閣。 ①人口減少・少子高齢化、②国際競争の激化、地球環境の制約、④ライフスタイルの多様化、⑤農地・森林の荒廃	2008年7月4日、福田(康夫)内閣。 ①人口減少・少子高齢化、②国際競争の激化、地球環境の制約、④ライフスタイルの多様化、⑤農地・森林の荒廃	2008年7月4日、福田(康夫)内閣。 ①人口減少・少子高齢化、②国際競争の激化、地球環境の制約、④ライフスタイルの多様化、⑤農地・森林の荒廃	①安全で、豊かさを享受することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在意義を發揮する国、広域地方計画の策定。	(「新たな公」を基軸とする地域づくり)①ローバーバル化や人口減少に対応する国土の形成(東アジアとの円滑な交流・連携の整備、グローバルな活躍の拡大)、②安全、安心と経済成長を兼ねる国土の管理、国土基盤(災害)に対し強固な安全・安心で持続可能な国土の形成、国土基盤の維持・整備・活用、③国土づくりを支える参画と連携(地域を支える担い手の育成、共創社会づくり)	(「新たな公」を基軸とする地域づくり)①ローバーバル化や人口減少に対応する国土の形成(東アジアとの円滑な交流・連携の整備、グローバルな活躍の拡大)、②安全、安心と経済成長を兼ねる国土の管理、国土基盤(災害)に対し強固な安全・安心で持続可能な国土の形成、国土基盤の維持・整備・活用、③国土づくりを支える参画と連携(地域を支える担い手の育成、共創社会づくり)	投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を示す。
第2次全国形成計画(全国計画)	2015年8月14日、安倍内閣。 ①人口減少・少子高齢化、②国際競争の激化、地球環境の制約、④ライフスタイルの多様化、⑤農地・森林の荒廃	2015年8月14日、安倍内閣。 ①人口減少・少子高齢化、②国際競争の激化、地球環境の制約、④ライフスタイルの多様化、⑤農地・森林の荒廃	2015年8月14日、安倍内閣。 ①人口減少・少子高齢化、②国際競争の激化、地球環境の制約、④ライフスタイルの多様化、⑤農地・森林の荒廃	①安全で、豊かさを享受することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在意義を發揮する国、広域地方計画の策定。	(「新たな公」を基軸とする地域づくり)①ローバーバル化や人口減少に対応する国土の形成(東アジアとの円滑な交流・連携の整備、グローバルな活躍の拡大)、②安全、安心と経済成長を兼ねる国土の管理、国土基盤(災害)に対し強固な安全・安心で持続可能な国土の形成、国土基盤の維持・整備・活用、③国土づくりを支える参画と連携(地域を支える担い手の育成、共創社会づくり)	(「新たな公」を基軸とする地域づくり)①ローバーバル化や人口減少に対応する国土の形成(東アジアとの円滑な交流・連携の整備、グローバルな活躍の拡大)、②安全、安心と経済成長を兼ねる国土の管理、国土基盤(災害)に対し強固な安全・安心で持続可能な国土の形成、国土基盤の維持・整備・活用、③国土づくりを支える参画と連携(地域を支える担い手の育成、共創社会づくり)	投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を示す。

注：「全国総合開発計画の推移」(国土交通省ウェブサイト(http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2001/0418/items_1.pdf)、「国土形成計画(全国計画)」(平成27年8月14日閣議決定)「国土交通省ウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/kokudoiseisaku/tk3_0000082.html)、「第2次全国形成計画(全国計画)」(平成27年8月14日閣議決定)「国土交通省ウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/kokudoiseisaku/tk3_0000082.html)をともに筆者作成。

³³ 「国土形成計画(全国計画)」(2008年3月), p.115. 国土交通省ウェブサイト(<http://www.mlit.go.jp/common/001119706.pdf>) 2017.12.12.閲覧。

うが、担っていく手続きや財政的な裏付けがないままでは担えないし、本来の地域生産力の担い手への留意が不足している。また、本計画に記述される「国土の国民的経営」の視点と「新たな公」との相互関係が不明であり、『「新たな公」を基軸とした地域づくり』の具体的な仕組みや方法を明確に提示すべきだと指摘する向きもある。³⁴

新「計画」に対しては、日本学術会議も検討・提言を行っている³⁵。「もはや健全で均衡のとれた地域経営を期待することができなくなっている」のであり、「人が中心となる地域経営、国際化時代における国土形成、地域間の人的交流などの重要性」が浮き彫りになったと指摘する。「国土計画のパラダイム転換のために」、「『自然保全意識と地域文化の醸成による内発型成長』への国土・地域再生モデルを提示」し、また「分権主義と補完性原理による広域調整を整合させた新しい枠組みの法体系・行政システムを早急に構築することを要請する」とした。

2015年8月には、「第2次国土形成計画（全国計画）」が閣議決定された。本計画は、2014年7月に策定した『国土のグランドデザイン 2050』等を踏まえて、急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土に係る状況の大きな変化に対応した、平成27年から概ね10年間の国土づくりの方向性を定めるもの」であり、「国土の基本構想として、それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す『対流促進型国土』の形成を図ることとし、この実現のための国土構造として『コンパクト+ネットワーク』の形成を進めること」とした³⁶。

本計画では、「個性ある地方の創生」、「安全・安心で持続可能な国土の形成」、「地域を支える担い手の育成」、「集落地域における小さな拠点の形成」、「都市と農山漁村の共生・対流」、「美しく暮らしやすい農山漁村の形成」といったキーワードが並ぶ。上記に示した地方創生の「長期ビジョン」や「総合戦略」と一体的な内容になっているのが注目される。

総務省・経産省からの提起

総務省においては、上記の取り組みとは別に、2009年4月に「地域経営塾³⁷」を発足させている。「これまでの縦割り行政、削減型行政改革といった従来型の行政運営を根本から見直し、市町村がコスト意識、スピード意識、サービス精神など経営感覚をもって地域をマネジメントする総合行政主体へと変革するために、それを支える地域の人材育成を目的として実施」している塾である。研修の内容は、補助金削減、規制緩和、地域間競争等を促進する新自由主義的な地域開発政策の性格が強い。

自治大学校や市町村アカデミー等の研修機関での市町村長セミナー、また地方公共団体、各都道府

³⁴ 亙理格「国土形成計画における『新たな公』の役割と限界」『日本不動産学会誌』22巻1号、2008.7、pp.61-67

³⁵ 「提言 持続可能な社会における国土・地域の再生戦略」（2011年9月1日）日本学術会議ウェブサイト
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t133-1.pdf> 2017.12.12.閲覧。

³⁶ 「国土計画」（2015年8月）国土交通省ウェブサイト

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_fr3_000003.html および

<http://www.mlit.go.jp/common/001100233.pdf> 2017.12.12.閲覧。北本政行「第2次国土形成計画の基本的考え方について」『農村計画学会誌』34巻1号、2015、pp.19-22

³⁷ 「地域経営塾」総務省ウェブサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c_gyousei/keieijyuku.html 2017.8.30.閲覧。

県市町村振興協会、市長会・町村会等が実施する特別講座に講師を派遣している。講師陣は 100 人を超える「地域経営の達人」とされ、市町村長、市町村幹部職員を対象に実施されている。

セミナー等の 2015～2017 年のタイトルをみると、地域活性化、地方創生、地域創造、地域力等が多いが、発足当初の 2009～2011 年では自治体経営、地方分権、地域主権等のタイトルが目立つ。ただし、ここで総務省が「地域経営」について一定のコンセプトをもっているようには見受けられない。むしろ、上記の「地域運営組織」に関する取り組みが本命であるといえる³⁸。

「地域運営組織」の当初の定義では、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成するコミュニティ組織により生活機能を支える」事業主体を「地域運営組織：Region Management Organization RMO」とした。2014 年度報告書では、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織」と再定義している。さらに、2017 年度報告書では、「地域運営組織は、『地域経営型』の自治の中で経営的な観点や手法を用いて具体的に事業を実施する実働部隊の役割を担っている」とした。

次に、経済産業省である。同省が 2005 年 12 月に発表した「人口減少下における地域経営について—2030 年の地域経済のシミュレーション」³⁹にも「地域経営」の用語が使用されている。ここでは、「従来の地域経営は市町村単位で行われてきた」とあるように、地域経営は地方自治体経営、地域公共経営と理解されている。2005 年以降、経済産業省ウェブサイト上「地域経営」は見当たらない。

この報告書における地域経営は、「公的サービス・公共インフラの各市町村単位のフルセット主義からの脱却」というように、広域的な「経済社会圏」を単位としている。「経済社会圏」とは、「通勤・通学・買い物や、各種公的サービス・公共インフラの提供などの点で一定のまとまりをなしている、中心市と周辺市町村からなる地域」を指す。「可能な分野から、経済社会圏を構成する関係市町村が、必要に応じ都道府県の関与を得て、共同で地域経営を行っていくこと」が現実的であるとする。「具体的な視点としては、以下のような点が重要である」としてまとめている。

今後は、各地域の住民が、生活水準を向上させ、必要な公的サービス・公共インフラを享受していくためには、現行の市町村の枠にとらわれることなく、経済社会圏を単位とした取組・対応が必要とされる。すなわち、各経済社会圏を構成する複数市町村が連携し、必要に応じ都道府県の協力を得て、その地域の特色を的確に踏まえた経済社会圏としての目標・アクションプランを策定し、総合的・計画的な地域経営を推進することが必要である。

(国は、) 各地域における複数市町村の連携による自律的な取組の始動を後押しすることが必要である。

さらに、各地域において経済社会圏域を単位とした自律的な取組が積極的かつ効果的に行われていくための環境整備も行っていく必要がある。

³⁸ 「RMO (地域運営組織) による総合生活支援サービスに関する調査研究報告書」総務省ウェブサイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html 2018.1.17.閲覧。

³⁹ 「人口減少下における地域経営について—2030 年の地域経済のシミュレーション」経済産業省ウェブサイト、ただし次からアクセス <http://www3.keizaireport.com/report.php/RID/37107/> 2017.8.30.閲覧。

厚生労働省—地域包括ケアシステムの構築

急速な少子高齢化が進み、地域住民の介護や医療、福祉等にも支障が生じることが予想される。このような状況のもとで注目を集めるのが「地域包括ケアシステム」⁴⁰である。このシステムは、地域の実状・特性を踏まえつつ、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービスを一体的にケアできるようにするもので、2025年を目途に構築される。その内容をみても、将来の「地域経営」の大きな一部を構成することになる。

「包括ケア」の理念は肯定できるものであるが、地域経営という観点から「地域包括ケアシステム」をみると課題もある。それは、「地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこと」に関する点である⁴¹。

住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービス、また5つのサービスの「自助・互助・共助・公助」の視点からみても、都道府県や各市町村によってケアの内容が異なることになる。その背景には、財源、住民年齢構成や医療関係者確保等の人的資源、施設の有無や充実の度合い、住民意識、居住環境等の地域による違いがある。これらの違いによって「包括ケア」の程度の格差が生まれてくる⁴²。この格差をどのように考え、対処するかである。地域に委ねることによって、「包括ケア」の内容に格差が拡大するようでは問題である。

国や都道府県の支援のあり方と市町村の地域の特性をどのように考慮して具体化していくのか、地域住民・患者と専門職関係者との協働・連携関係のあり方等も含めて、地域の特性に応じた「包括ケア」の「地域システム」をどのように構築していくのか。これらの点に関して、地域住民の納得のいくシステムの構築が必要になる。

さらに多様な主体による協働が想定された場合、市町村という行政以外の多様な主体についても地域によってその力量に格差がある。この点も含め、どの程度「地域の特性に応じて作り上げていくこと」になるのか、地域経営の観点からのシステムの構築が求められる。

(2) 政府関係組織等からの提起

農林水産業の分野でも

⁴⁰ 「地域包括ケアシステム」厚生労働省ウェブサイト
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
 2018.1.5.閲覧。

⁴¹ 「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書」(2013年3月)三菱UFJリサーチ&コンサルティングウェブサイト
http://www.murc.jp/uploads/2013/04/koukai130423_01.pdf ; 「地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書」(2014年3月)三菱UFJリサーチ&コンサルティングウェブサイト
http://www.murc.jp/uploads/2014/05/koukai_140513_c8.pdf とともに2018.1.5.閲覧。

⁴² 田中滋『ヘルスケアにおける連携』の社会的位置づけ—政策論の視点から『医療と社会』22巻4号, 2012, pp.285-295; 「医研シンポジウム2016: 地域医療構想をめぐって—地域医療・その実情と課題」医療科学研究所ウェブサイト <http://www.iken.org/symposium/iken/past/2016.html>。このシンポの詳細は、『医療と社会』26巻3号, 2016. 2018.1.8.閲覧。

農林水産省は、第一次オイルショック後の1970年後半から「地域」＝集落を重視した農業政策を展開した。たとえば、「地域農政特別対策事業」(1977年)⁴³として推進された事業が典型的なものである。

この事業は、地域の農業者が協働して地域の農業を担う体制をつくろうとする事業で、「集落農業ビジョン」を作成し、それを実現するために土地改良や農業機械施設の導入するにあたり、補助・支援するものである。この時期は、様々な事業等が地域(集落等)を対象に行われ、「地域農政期」と呼ばれた。個別的な農業経営の展開に限界が生じ、集落等の一定のまとまった地域を基礎に農業の再編を狙うものであった。この時期の流れと最近の農業政策のあり方は後述することにして、ここでは地方自治体の最近の対応の一例を紹介する。

青森県農林水産部が2012年3月に策定した「あおり農山漁村地域経営推進プログラム」⁴⁴において、農山漁村の「地域経営」の確立が強調されている。総務省の「地域経営塾」における「地域経営」の考え方を参考にしている。

ここでの地域経営とは、「個別経営や集落営農組織など地域の農林水産業の中核を担う経営体(以下「地域経営体」)が、経営の効率化や多角化、多様な業種・産業との連携等によって地域資源(人、自然、技術、土地、資本、文化など)を有効に生かす経営活動を展開することで、収益と雇用を産みだすとともに次世代に経営を継承し、持続的・自立的に農山漁村地域の経済・社会を支えていくこと」である。「地域」は社会生活の基礎的な単位である「集落」を基本とし、集落の実態に応じて複数の集落などより広い範囲も対象にしている。

このような集落等の一定の地域を、農業経営の単位として推奨しているのは青森県に限らない。農水省をはじめ各地方自治体が推進する農業政策である。農業経営は土地や水利、人間関係を前提にしておき、大規模個別経営にしても地域(集落等)との良好な関係を抜きにしては経営が成り立ちにくい。

存在感ある「日本プロジェクト産業協議会」

日本プロジェクト産業協議会のなかに、2014年12月に「地域経営委員会」が設置された。まず、日本プロジェクト産業協議会を紹介しておこう⁴⁵。

日本プロジェクト産業協議会(JAPIC)は、「民間諸産業による業際的協力と産官学民の交流を通じて叡智を結集し、国民の安全安心と持続可能で豊かな社会づくりに向けて、産業・経済・環境・資源・エネルギー、教育、国土・防災・都市・地域計画等、立国の根幹に関わる事項の研究並びに実現

⁴³ 小田切徳美「地域農業の『組織化』と地域農政の課題」『農林業問題研究』157号, 2005.3, pp.13-24. 参照。

⁴⁴ 「持続可能な農山漁村の確立を目指す「地域経営」および「あおり農山漁村地域経営推進プログラム」青森県ウェブサイト〈<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/tiikikeiei-01.html>〉

〈http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/kozoseisaku/files/programs_all.pdf〉2017.9.14.閲覧。

⁴⁵ 「JAPICとは」日本プロジェクト産業協議会ウェブサイト〈<http://www.japic.org/profile/index.html>〉2017.9.14. 閲覧。

活動を行うことにより、国家的諸課題の解決に寄与し、日本の明るい未来を創生することを目的」にしている。

1979年に任意団体として発足し、1983年、国土庁・通商産業省・運輸省・建設省の4省庁の共管による社団法人に改組された。2001年の省庁再編により経済産業省・国土交通省の2省の共管に変更し、2013年に一般社団法人に移行した。大規模で国家的な産官学共同の団体である。

JAPICは、『日本創生』の理念に基づく6領域(国土・地域創生・環境・防災・水循環・国際競争成長戦略)、日本創生委員会の提言の実現を推進する6つの委員会(海洋資源事業化・森林再生事業化・沿岸漁業復活プロジェクト・ヒトモノカネ呼び込み戦略・日本ミャンマー産業交流検討・天然ガスインフラ整備活用)、および地域特性を活かした2エリア(関西・中部)の委員会のとりくみにより、わが国のあるべき『経済・社会システム』と豊かな『国土づくり』を目指している。

「地域経営委員会」は、6領域の地域創生委員会のなかに設置されている。その設立の趣旨を要約すれば次のようである⁴⁶。

これまでの日本のまちづくりは単独所轄、総合的視点での調査・検討の欠如、公共サービスと地域産業等との関係性の把握の欠如等に問題があった。今後は、縦割り構造の計画に対して横串を刺す検討を加え、新しい社会システムの構築が必要である。多様なコミュニティにおける持続的な生活・産業の実現に向け、様々な分野の知を結集し、文化・風土を背景とした地域特有の価値観や社会構造に応えた、より豊かな社会の多面性と効率性を創出するリージョナルマネジメント(地域経営戦略)が求められる。次の100年のための地域経営のあり方を社会に発信することを目的とする。

そして、「地域経営委員会」内に公共資産マネジメント部会と新たな地域産業構造構築部会が設置された。「委員会」は、2016年6月、「地方の新しい成長を実現する、新たな視点で地域経営を! (“地域経営型社会サービス”の提供と早期実現!)」第1次提言⁴⁷として、地域エネルギーの安定供給に焦点をあてた提言を行った。この提言における「地域経営」に関しては、次の認識が示される。

すなわち、「地域全体を最適化するための民間企業、地域団体、地方自治体、専門家で考えた地方の新しい事業マネジメントの仕組みを構築し、地方の産業に規模の原理を導入し、活性化・産業創出し、雇用を確保することが重要」とし、「地域の新たな運営体制として地域主体・民間主導の新たな官民連携に基づく“地域共同事業体”の導入」が提起される。導入により、「地域の特徴に応じた独自の手法が効果を発揮、地域運営に“経営”要素を注入して最適化、市民の意向をもとに民間活力を最大限活用、地域と民間の相乗関係を築く、地域全体の最適化、地域の雇用拡大と産業成長に連動した仕組みの構築」等ができるとしている。そして、新しい公共資産の管理、地域独自のエネルギー確保のあり方が提言される。

この「地域経営委員会」では、「財政問題や人口問題(少子高齢化、人口減少、人口の都市部への

⁴⁶「地域経営委員会 活動計画書(案)」日本プロジェクト産業協議会ウェブサイト
(http://www.japic.org/information/2014/12/05/20141202_14.pdf) 2017.9.15.閲覧。

⁴⁷「地方の新しい成長を実現する、新たな視点で地域経営を! (“地域経営型社会サービス”の提供と早期実現!)」日本プロジェクト産業協議会ウェブサイト (http://japic.org/information/20160714_30.pdf) 2017.9.14.閲覧。

流出等)など、深刻な問題を抱える地方自治体を対象に、次の100年のための戦略を検討し、関連する法律や制度の改革を社会に具体的に提言していく」としている⁴⁸。活動方針として、「問題解決には、地域・地方自治体への「経営」の導入と、従来の縦割・分業構造ではない『新しい社会システム』の構築が重要」であり、「地方自治体に関する統合マネジメントを最も重視し、具体的な地方自治体に民間企業も交えた強固な産・官・学連携を形成し、継続的で質の高い公共サービスの提供と、大胆な業務の効率化、地域の特性、強味に応じた産業の成長など『地域の自立』の実現」を目指し、「自治体の枠を超えたリージョナル・マネジメント(総合的な地域マネジメント)も視野に入れて」いくとしている。

日本開発構想研究所の「地域経営」論

一般財団法人・日本開発構想研究所(通称「開講研」)は、内閣府、国土交通省を主務官庁とし、「くにづくり・まちづくり・ひとづくり」に貢献する学際的な研究調査を行う目的をもって1972年7月に設立された⁴⁹。開講研では「UED レポート」という年報を発行しているが、このなかに『地域経営』⁵⁰(2010年夏号)がある。

「レポート」は巻頭言をはじめとして、大学教授、県知事、市長、開講研の研究員等の8名による執筆で、報告書は100ページに及ぶ。「地域経営」に関して、筆者が注目した2つの主張を紹介する。

「地域経営は等身大の暮らしを起点(に一筆者挿入)した柔らかなまち(コミュニティ)づくりである」とし、「問題解決のための手法」(と一筆者挿入)して捉え、地域経営の中身とする。すなわち、行政・企業・市民・NPOの各セクターが課題に応じてパートナーシップを組み、地域にある資源を使いこなし、地域利益を創り出していく手法である。「本当の地域経営とは、地域の問題を発見し、解決策を模索し、その担い手をエンカレッジして、持続し循環する社会システム(経済システムだけでなしに)を構築する」ことである。(以上、望月照彦)

また、地域の活力を生み出すには、「地域が自発的に地域資源や創意工夫を活かした地域づくり(いわば「内発的・創発的な活性化」)に取り組むこと」、「地域の直面する課題に対しても地域コミュニティの力で対応すること」が必要である。そして、「地域における多様な主体の地域づくり活動の協働・連携を図るとともに、地域のマネジメントを行う場・主体として、『地域プラットフォーム』が考えられる。プラットフォームの役割として、「①地域に係る課題認識やビジョンを関係主体間で共有すること、②その実現に向けた連携・協働のマネジメントを行うこと、③多様な関係者の間のコミュニケーションを図り信頼関係を構築すること、④多様な主体間の役割分担の在り方を調整すること、

⁴⁸ 「地域経営委員会」日本プロジェクト産業協議会ウェブサイト

〈http://japic.org/project_outline/area/management/index.html〉2017.9.14.閲覧。

⁴⁹ 「くにづくりから、まちづくり、ひとづくり」日本開発構想研究所ウェブサイト〈<http://www.ued.or.jp/>〉2018.1.15.閲覧。

⁵⁰ 「UED レポート 地域経営」日本開発構想研究所ウェブサイト〈<http://www.ued.or.jp/report/pdf/NO-7.pdf>〉2018.1.15.閲覧。

④関係する主体間の新たなパートナーシップやネットワークを形成し、地域の縦割りの取り組みを補完すること、⑤地域で活動する NPO 等をサポートすること等」を指摘する。(以上、橋本拓哉)

(3) 民間組織からの提起

一般社団法人・日本経営協会

一般社団法人・日本経営協会は、1949年に「日本事務能率協会」として創立し、1971年に日本経営協会に改称、2011年4月に一般社団法人へ移行した⁵¹。日本の経営の近代化と効率化のための啓発普及を活動の柱としている。本協会の池田隆年・理事/行政本部長が執筆した『地域経営の創造に向けて—コトづくりとソーシャル・イノベーション』⁵²に「地域経営」の理解が示されている。「新しい仕掛けを創る地方自治体職員」向けに書かれたもので、122ページにおよぶ。意識・要約して紹介する。

地域経営(新しい公共)とは、「新しい社会的商品や未来のサービスやそれらを提供するしくみや枠組みなどという『コト』を想像し、創り、それを常に臨機応変に変更・修正・開発していくこと」である。ここでの「コト」とは、ビジョンや目標を明確にして、その実現のために知恵を出し協働する仕組みのステージを指している。

地域経営を推進する際に重要な課題は、「全ステークホルダーの『参加⇒納得⇒決意⇒行動』のサイクルをどう創るかということ」である。すなわち、「自分にかかわる『コト』という意識を持って自発的に『参加』し、多少のリスクや持ち出しがあるかもしれないこと、そしてその参加環境に安心して『納得』し、個々の決定と自己責任によって『決意』を固め、決まったことや約束の実行に際し責任を持って『行動』に移す」ことである。そして、コミュニケーションがこの流れをつくり、コミュニケーションをさらに深め、連携・行動・協働によりより良いコミュニティづくりが目標・目的になっていく、地域イノベーション・システムが必要になる。このシステムに深く関係するのが社会的企業である。

目標・目的がコミュニティの将来のあるべき姿を示したものであるとすれば、そこから現在をみることになり、未来創造型の考え方である(バックキャスト)。この場合、人々の積極的な活動によって変わるため、個々人の活動とその立ち位置を新しい意味秩序のなかにおくことになる(フィードフォワード)。これまで一般的に用いられてきたフォアキャストやフィードバックとは異なる。

ところで、地域経営の「地域」は、行政区等の地理的範囲としての地域と、多様な主体やそれらの協働体、地縁組織等の経営・運営主体がカバーする地域がある。地域(主体)は自身に投資し、コストを負担し、リスクを共有し、目標を立て協働することにより、チャンスをつかみ地域の価値を向上させる。解決しにくい大きな課題さておき、身近な問題の解決を積み重ねながら地域の価値・満足度

⁵¹ 「日本経営協会について」一般社団法人日本経営協会ウェブサイト

(<http://www.noma.or.jp/noma/tabid/102/Default.aspx>) 2018.1.15.閲覧。

⁵² 池田隆年『地域経営の創造に向けて—コトづくりとソーシャル・イノベーション(改訂版)』日本経営協会、2010。

を高めていくことが重要である（補完性の原理）。

財団法人・まちづくり市民財団

財団法人・まちづくり市民財団は、日本青年会議所が中心となって1991年10月に設立された。「市民が主体的に行う地域振興・地域活性化をまちづくりとしてとらえ、まちづくりに関する研究・提案を行い、又、まちづくりの為の市民の諸活動への助成を行う等により、地域の発展に寄与することを目的」にしている。設立に至った背景（設立趣旨）は、次のようなものである。⁵³

東西の経済的、社会的融合とグローバリズムな活動が重視される21世紀社会の形成に向けて、地球的規模で市民・市民団体自ら考え、自らが実践する社会基盤を形成する事が急務になっております。このことはまさに生活者・消費者を主人公とする社会システムを形成するものであります。このような時代にあつては、行政でも特定の利益代表でもない市民自らの手で地域のビジョンを築き、行政に民間のマインドを注入し、市民の主導によって、先見性と夢のある計画づくりを行う事が求められています。地域社会の活力を維持する為には豊かな創造力と企業家精神、そして既存の価値観にとらわれない心は欠かせません。以上のような考え方から青年経済人として私達は、広く地域社会の将来を見通し、社会に貢献するための仕組みとして財団法人まちづくり市民財団を設立致します。

主に取り組む事業は、「まちづくり助成金」の交付、各トラストの研究シビック・グラウンドワーク・ナショナル、NPO・市民公益活動の研究、まちづくりサロンの開催、広報紙「まち towns」の発行、全国まちづくり市民会議の開催、「アウトドア・クラスルーム」事業の推進等、多種多様である。これらの事業に2013年度には2500万円の支出があった。なお、当財団は、2015年夏に兄弟財団の「一般財団法人まちづくり地球市民財団」に事業を引き継いだ。

まちづくり市民財団の役員は中堅・大手企業の社長・副社長等のほかに学識経験者、理事長は元PHP研究所の書籍の編集長であった。そして、「1999年より毎年一冊ずつ『政策研究レポート』として『まちづくりと市民参加』を発行」してきた。この2000年レポートには、役員等による3本の論文から成る「第1部 地域経営への戦略的な市民参加」が組まれている⁵⁴。このなかの「地域経営」について紹介しておこう。

寺門孝彦「地域経営への市民参加—コミュニティ・ガバナンス試論」では、地域の領域を市町村レベルに限定せず、生活に身近な「地縁」型コミュニティ、サークル・同好会等の「好縁・志縁」型コミュニティ、学校区等の「学縁」型コミュニティ等の多層的・重層的なコミュニティを想定し、行政、NPO、会社等の支援・協力のもと、市民主導のコミュニティ経営・ガバナンスが必要だとする。これによって、市民が行政と対等関係のコミュニティ・地域経営への「市民参加」の第一歩になる。

川崎あや・十文字修・端山創之・菅原敏夫「地域経営と市民参加」においては、地域経営の視点、

⁵³ 「財団概要・設立概要」財団法人まちづくり市民財団ウェブサイト
<http://www.machi-f.or.jp/about/summary.html> 2017.12.24.閲覧。

⁵⁴ 「第1部 地域経営への戦略的な市民参加」財団法人まちづくり市民財団ウェブサイト
<http://www.machi-f.or.jp/participation/docs/2000.pdf> 2017.8.30.閲覧。

すなわち、地域の各主体が自らの組織の運営・利益追求や事業の拡大・発展という視点からだけでなく、自立的な連携・協働によりサービス・政策提言の機能を充実させ、地域の経済効果・循環が向上し暮らしやすくなるという視点の重要性が強調される。さらに、自立的な多様な主体による地域で循環する経済の模索、その政策決定過程、事業評価への市民参加、そしてサービス形成勘定による市民利益の水準の測定の必要性も指摘される。

服部則仁「地域経営への戦略的な市民参加—地域経営組織 (RMO) による、人・情報・もの・金・サービスの新たな循環」では、市民が地域の資源を掘り起こし地域で循環させ地域経営をリードするネットワーク型地域経営組織 (Region Management Organization) の有効性と設立が提案される。交流会→地域が抱える問題・方向・財政状況の議論と「場」の設定→市民活動情報の公開と伝達→各種の協働プロジェクトの展開、という手順で地域の資源循環システムをつくりあげる。さらに、行政資源の解放、企業への提案と連携、コミュニティ・ビジネスの起業支援による市民経済の安定化、市民活動団体の信用力向上等により、RMO の評価が高まる。

「財団法人まちづくり市民財団」のほかにも「地域経営研究所」があり、積極的な情報発信をしている。この研究所は、後で紹介する海野進・中小企業診断士が設立したものであり、海野進『人口減少時代の地域経営—みんなが進める「地域の経営学」実践講座』を扱うところで述べる。

3. 学界における「地域経営学」の地平

(1) 日本学術会議経営学委員会分科会の定義

日本学術会議・分科会別委員会 (経営学委員会) は、「地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会」を設置した (設置期限 2015 年 10 月 30 日～2017 年 9 月 30 日)⁵⁵。新たな研究・教育分野としての『地域経営学』の意義・役割・体系、研究領域の明確化と同時に、地域創生に向けての人財育成のための教育課程と教育方法のあり方」に関する検討を始めた。

「地域経営学」検討の背景

日本学術会議経営学委員会は、「地域経営学」の前提となる「経営学」を次のように定義している。「経営学は、営利・非営利のあらゆる『継続的事業体』の組織活動の企画・運営に関する科学的知識の体系である。営利・非営利のあらゆる継続的事業体の中には、私企業のみならず国・地方自治体、学校、病院、NPO・NGO、家庭などが含まれる」。

このような定義のもと、経営学委員会の分科会において、「地域経営学」に関する次の事項を審議することになった。

①地域創生時代の新たな経営学の研究・教育領域として『地域経営学』の意義・役割・体系を明確にする

⁵⁵「経営学委員会分科会の設置について」日本学術会議ウェブサイト
(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/bunya/keiei/pdf23/chikikeiei-setti.pdf>)

こと。

②地域を経営主体として、地域内の営利企業、非営利企業、自治体、学校、病院、NPO、NGO、家庭などの各経営主体の役割および各経営主体の協働、連携のあり方を明確にすること。

③地域創生に向けての人材育成のための教育課程と教育方法（社会教育を含む）のあり方についての検討に係る審議に関すること。

2年間の検討を終え、2017年9月22日付でその「記録」を公表した⁵⁶。「記録」によれば、検討することになった背景・理由は次の点にあったという。

国および地方財政の悪化の中で、地域の衰退・崩壊を回避し、持続可能な地域創生のための研究と地域創生に貢献できる人材育成のための教育課程および教育方法の研究が求められている。まさに、グローバル化の中での国際的な研究と教育の課題設定とその解決を図ると共に、国内的には持続可能な地域創生に向けての地域価値創造のための課題設定とその解決を図る新たな学問領域としての「地域経営学」の理論的・実践的な研究と学術的な理論構築が求められている。

そこで、分科会は、「新たな地域主権化時代を迎えて持続可能な地域創生に向けての地域資源・地域特性を活かした地域価値の創造のための新たな経営学の研究・教育分野として『地域経営学』の学術的な理論構築を目指して審議・検討を行うことを目的」として13回の議論を重ねた。最終的な提言は、次の点を目的として、さらに2年後の2019年9月になる予定である。

新たな地域主権化時代を迎えて持続可能な地域創生に向けての地域資源・地域特性を活かした地域価値の創造のための新たな経営学の研究・教育分野として「地域経営学」の学術的な理論構築を目指して審議・検討を行うことを目的とする。

分科会の「記録」からいくつかの示唆的な論点を開示する。第9回分科会（2017年4月22日）では、第1～8回までの分科会の議論の取りまとめが提出され、それについての意見交換が行われた。以下に整理して述べよう。

「地域経営学」の定義・理念については、次のようにまとめている。地域経営学とは、「産業立地論、産業集積論、産業政策論、さらには経営立地論などを基盤として、これらの視点から理論的に説明する」ものである。「地域を存続させるための方策を提示する学問領域として地域経営学を位置づけ」、「地域の担い手が直面している課題を踏まえて、理論的・実践的な解決策を提示するというアプローチ」が考えられる。

「経営の主体は意思決定の主体であり」、地域経営は自治体経営や地域政策とは異なる。「地域経営学は、補助金依存型行政からの脱却を図り、地域の価値を高めることを目指す経営学である」ことを明確にする。また、「地域経営学は範囲及び対象が閉じており、それらが無限の企業経営とは性格が異なる」ことにも注意を払う必要がある。

「地域経営学」の方法・構造という点からは、次のように整理されている。「地域経営学は地域創

⁵⁶「第23期経営学委員会 地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会 記録」日本学術会議ウェブサイト
(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/1-20170922-2.pdf>)

生を導くものであり、地域創生とは、地域資源を活かして新しいものを創り出し、地域価値の向上を図るものである。地域経営学は、地域価値の向上を実現するための方策について、理論的な観点から解明するとともに実践的含意を提示することを目的とした学問である」。ここでの「地域価値とは何か、地域経営の成果である地域価値の向上をどのように測定するのか」、経営の対象は何かが課題となる。「住民満足度の向上」の測定もひとつの方法である。

地域経営学を体系化するためには、「実践例を分析するという方法」の確立、「地域ブランディング、観光マーケティング、地域マーケティング、自治体会計・監査、管理会計（戦略マップ・BSC）などの関連学問分野を含めた体系化を目指すこと」が重要である。

「地域経営の主体を明確にすることは、地域経営学を学問として確立する上での最重要課題の1つ」であり、企業経営や自治体経営との違い、地域住民の位置づけや役割等を考慮し、「経営主体の連合体による運営」とみる視点が重要である。「地域における個別事業の相乗効果を全体として管理運営することをもって地域経営とみなし、これを理論的に説明または裏づけるのが地域経営学と考えることができる」。「地域を考え地域に貢献する人材育成という視点も求められ」る。

以上が中間的な取りまとめの内容である。定義・理念では課題解決や経営の意思決定主体が強調される。意思決定主体をもって地域政策と区別する。方法・構造の点では、地域価値や住民満足度の向上のために、多様な主体の連合体やつながりがなければ地域経営は成立しないとしている。

2年間の検討の成果

こうした中間的な論点整理の上で、藤永弘・分科会委員長は、第24期（2017～2019年度）には新たに「地域経営学に関する分科会」の設置申請を行い、2019年9月に「地域経営学の研究・教育のあり方に関する提言」を行うとした。分科会が第23期の2年間の成果として論点を整理しているが、このなかで筆者が重要と判断した点は以下の4つの事項である。

①地域経営学は、地域を一つの経営主体として、地域内の各種経営主体間の連携・協働によれ地域価値の創造のための経営学である。地域経営主体は全体地域価値の最適化・全体最適結合を目指し、地域内の各種経営主体は、地域全体の地域価値の創造を志向しながら個別経営主体の最適化・個別最適結合を目指すものである。すなわち、地域社会は、多くの経営主体によって構成されている。地域の良否はそれぞれの経営主体の良否だけでは判断できない。各種の経営主体は、地域の特性・地域資源を活かして最適に調和・配置・連携され、全体の地域価値の創造に向けて役割を果たすことが重要である。

②地域経営学は、「持続可能な地域社会」の創生に向けて、地域特性・地域資源を活かした「地域価値（経済価値・組織価値・社会価値）の創造」を目的とする総合科学である。また、地域経営学は、「地域住民の視点」から、地域価値の創造のための課題設定とその解決を図る科学的な知識体系でもあるとの暫定的な定義を行った。

③地域経営学は総合科学であることから、経済学・地域経済学、公共経済学、社会学・地域社会学、法学（憲法・自治法・行政法など）、政治学・行政学、地理学・人文地理学などの離接科学との相互関係を

調査研究し明確化することが出来たが、さらに相互関係の精緻化が必要である。

④地域経営学の審議、研究に当たって、「地域経営のモデル」として北海道の「帯広市の個別地域経営」と「十勝地区 19 市町村連携による広域地域経営（とかちフードバレー事業構想）」の調査研究および島根県隠岐國海士町の地域経営の現状について報告を受けることが出来た。第24期分科会（設置申請予定）においては、さらに先進的な地域経営モデルの調査研究が必要である。

以上から、現段階における分科会における「地域経営学」について、とくに分科会が整理した「地域経営の概念図」をもとに、私見として次のように要約しておく。地域経営学とは、地域におけるあらゆる主体が、「地域価値（経済的・組織的・社会的価値）の創造」のために、「地域資源を活かした地域価値創造の計画・統制・測定と分配」の経営活動を行い、「持続可能な地域社会の創造」を目指す科学的知識の体系である。

（２）「地域経営学会」の定義

地域経営および地域経営学のあり方を探究しているのが、青森公立大学の教員等が中心となっている「地域経営学会」である。この学会における地域経営および地域経営学についてみることにする。

学会活動の背景

地域経営学会は、青森公立大学の藤永弘・元教授や遠藤哲哉教授ら約 20 人によって 2014 年 11 月に設立した学会である⁵⁷。以来 1～2 か月毎に研究会を開催し、2017 年 8 月 5 日の研究会で 25 回目を迎えている⁵⁸。

2017 年 8 月 5 日の第 25 回研究会では、「地域経営における実践的課題—インバウンド、IT、自治体経営の観点から」である。以下、さかのぼってその統一テーマのみを列挙すると次のようになっている。

「地域創生時代の自治体経営」（24 回）、「アメリカにおけるシティー・マージャー制度の役割、現状、課題について（基調報告）」（19 回）、「帯広市の地域価値の創造に向けて」（15 回）、「地方創生・地域創生への地域経営論的アプローチ」（14 回）、「地域経営の実践的検討～青森県大鰐町『まち・ひと・しごと創生大鰐町総合戦略』策定を受けて」（13 回）である。このほかに、「地域経営学」に関する報告と討論も行われている。

ここ 1 年程度の間には研究会が扱ったテーマや報告等の主なものは次のようであった。地域経営における実践的課題、インバウンド戦略と地域経営、地域主権型社会における「地域経営学」の意義と役割、地域経営学の学術的理論構築にあたって、などであった。地域経営学会の設立者のひとりが、上記の日本学術会議経営学委員会分科会の委員長（藤永弘）に就任していることもあって、学術会議の

⁵⁷ 「東奥日報」に学会設立の記事、青森公立大学ウェブサイト
 〈https://www.nebuta.ac.jp/news/2014/news_20141116_01.html〉 2017.8.27.閲覧。

⁵⁸ 地域経営学会ウェブサイト 〈<http://www.chiikikeiei.jp/>〉 2017.8.27.閲覧。

分科会の内容を深める報告が行われている。

こうした取り組みをしているが、地域経営学についての学会として明確な定義をもっているとは判断できない。むしろ学術会議の報告待ちといったところである。学術会議の定義に準拠した定義になるのではないかと推察される。

学会役員は合計 35 名、内訳は会長 (1 名)、理事 (28 名)、監事 (2 名)、幹事 (4 名)、役員の担当支部が青森県 (13 名) と北海道 (12 名) に偏倚し、ほかに東京都 (7 名)、台湾 (2 名)、アメリカ (1 名) である。会員に全国的な広がりはなく、北日本を中心とした学会である。このような点からも、学術会議の定義が大きく影響するのではなからうか。なお、当学会は日本学術会議の協力学術研究団体として指定されていない⁵⁹。

明確な定義はない

その他の資料をみても、学会としての「地域経営学」の明確な定義はない。学会規則でもその第 2 条 (目的) において、「地域価値の創造・改善・向上を目的とする『地域経営学・地域経営』に関する研究・教育・普及・提言を行うと共に、『地域経営学・地域経営』の研究、教育、実践に携わる者の交流を図ることを目的とする」としているのみである⁶⁰。

また、「会長メッセージ」には次の「地域経営学会設立によせて」⁶¹がある。ここでは学会の趣旨がわかる程度である。上記の規約上の目的や「会長メッセージ」をもとに、僭越ではあるが、4 つの視点から「定義」となりそうな言葉を拾い上げてみよう。() は筆者の加筆である。

〈地域経営学の課題と方法〉

☆私たちの住んでいる地域社会における課題を解決し、未来社会を創造する上で必要とされる理論的・実践的課題に応える

☆地域産業・雇用、介護・保育、教育・人材育成、自然・人的災害など、我々がコミュニティにおいて直面している課題は、相互に関係しあっている

☆ (地域の課題) の解決に向けて多面的実践的、しかも世界的 (グローバル) な視点からのアプローチを必要 (としている)

☆方法論も、分析的アプローチから、アクションラーニングやワークショップ・小規模社会実験を含むプロセス志向の実践的アプローチが期待 (される)

〈名称発生の背景〉

☆地域社会には、様々な経営主体が存在 (する)

☆直面している地域課題の多くは、これら地域社会に展開している個々の経営及び経営相互関係、および中央―地方の経営・制度関係の解明と改革を必要 (としている)

⁵⁹ 「日本学術会議協力学術研究団体」日本学術会議ウェブサイト

〈<http://www.scj.go.jp/ja/group/dantai/index.html>〉 2017.12.4.閲覧。

⁶⁰ 「学会諸規則」地域経営学会ウェブサイト 〈<http://www.chiikikeiei.jp/regulations.html>〉 2017.8.27.閲覧。

⁶¹ 「会長メッセージ」地域経営学会ウェブサイト 〈<http://www.chiikikeiei.jp/president.html>〉 2017.8.27.閲覧。

☆優れた実践哲学に基づく地域リーダーシップ、ネットワーク組織戦略および実務上の専門的知識と技術が不可欠（である）

☆地域課題克服に向け戦略的に考察していく必要（がある）

〈学術における位置と意義〉

☆学会として地域社会における実践的経営学の立場を中心に据えたものは初めて

☆研究者、専門実務家、経営者、政治家、自治体職員、市民が参加し、地域社会における実践的な経営研究アプローチを行っていくところに特徴（がある）

〈学術上・社会上の役割〉

☆地域価値の創造・改善・向上を目的とする

☆地域社会における経営課題解決と未来社会への創造変革へ

以上のなかから言葉を最小限に拾い上げて定義すれば、次のように表現することは許されるであろう。すなわち、地域経営学とは、地域社会の様々な経営主体が、多面的で実践的でグローバルな視点から専門的知識や技術を駆使し、地域の様々な課題を戦略的に考察し解決していくことをとおして、地域価値の創造・改善・向上と未来社会への創造的変革を実現していく学術・科学である。

（３）地域活性学会

地域活性学会は「地域経営学」を直接に扱うものではないが、研究対象は「地域経営学」と類似している。2017年12月現在、8つの研究部会（公益資本主義推進研究部会、官民パートナーシップ研究部会、地域おこし研究部会、離島振興部会、温泉・健康サービス部会、スポーツ振興部会、地域活性化メソッドロジー研究部会、国際交流部会）⁶²が活動している。地域に関するあらゆる分野をカバーし、「地域経営」や「地域経営学」に関係性の高いテーマを扱っている。

当学会は2008年11月に、11大学の学長を発起人として発足した。学会の設立趣意書には、次のような設立の背景が記されている⁶³。「少子・高齢化や経済のグローバル化は、わたしたちの生活を根底から変え、地域固有の豊かな文化や営みが急速に失われつつあります。いにしえよりこの国を支え、礎（いしずえ）ともいえる地域が、今まさに崩壊の危機に直面している」。「学術研究者の分析とともに地域で実際活動をおこなっている種々民間団体、さらに制度・予算の面で支援する行政主体の参加も募り、より実践的な政策提言・地域活性化の取組支援につながる学術研究活動を目指す」ために設立した。従来ある地域経済の活性化関連の学術活動では疲弊した地域への原因を追究するのみで、その後の解決策を提示するという活動が希薄であるという共通認識が底流にある。

この学会は、大学教員に限らず民間・企業や内閣府・総務省の職員、市町村長を学会役員とし、いわば産官学共同の学会という点に特徴がある。2005年4月に地域再生法が成立し、2006年度から「全国各地の大学が、内閣官房・内閣府と連携しながら『地域再生システム論』というたいへんユニーク

⁶² 「研究部会」地域活性学会ウェブサイト〈<http://www.hosei-web.jp/chiiki/bukai/index.html>〉2017.12.4.閲覧。

⁶³ 「設立趣意書」地域活性学会ウェブサイト〈<http://www.hosei-web.jp/chiiki/outline/01.html>〉2017.12.4.閲覧。

な授業科目を開講する」ことになり、2008年3月には、同科目を「開講する10大学で組織する『全国大学地域再生ネットワーク』が主催者となり、内閣府の後援のもと、『地域再生フォーラム』を開催した場において、学会設立が決議され発足に至っている。

学会活動として次の4点をあげている。①地域活性化を担う専門的な人材の育成（教育）、②地域活性化の理論と方法の学際的な探究（研究）、③地域活性化に関する研究成果の地域への還元（地域貢献・政策提言）、④地域活性化に関する国内外の研究ネットワークの構築（国内連携・国際交流）、である。当学会も日本学術会議の協力学術研究団体には指定されていない。

研究誌「地域活性研究」に掲載されたここ6年間の論文タイトルをみる限り、「地域経営」や「地域経営学」のつく論文は見当たらない。「より実践的な政策提言・地域活性化の取組支援につながる学術研究活動」に関する論文・報告がほとんどで、設立趣意書にも記されたように学会の性格が表れている。

4. 関係図書等における「地域経営学」

(1) 地域政策論・地方分権論と地域経営学

「地域経営」が提唱されるようになるのは、1980年代後半の「ふるさと創生」の時期以降であり、この背景には1987年の「第4次全国総合開発計画」で強調された「交流と定住」や「多極分散型国土の構築」があった（表2参照）。地域政策論・地方分権論は、地域活性化と一体のものとして議論が進む。

自治体経営は「自治体内部の合理化あるいはリストラ」を、地域経営は「新しい形での地域の振興、経済の活性化」を扱う流れとして展開していく。「地域経営論は、地域住民が主体となって、どのような地域社会をつくり、どのような公共的活動を行い、どのような対外関係を気づくかといったことが中心テーマとなる」ので、政策を立案する自治体のあり方を中心テーマとする自治体経営論とは明らかに異なる。地域経営においては、自治体も住民も重要な構成要素であるが、住民は行政の客体というよりも地域づくりの主体として重要となる。⁶⁴

1990年代後半になると、全総は「多軸型国土構造の形成」を掲げ、「地域の選択と責任に基づく地域づくり」を強調した「第5次全国総合開発計画」（1998年）が策定されるとともに（表2参照）、地方分権の議論も一気に進む。1995年5月に地方分権推進法が成立し、1999年7月には地方分権一括法が成立、2006年12月に地方分権改革推進法が成立した。この間市町村合併が一気に進んだ。いわゆる「平成の大合併」である。

「平成の大合併」は、明維持維新後の「明治の大合併」、第2次世界大戦後の「昭和の大合併」に次ぐ大規模なものであった⁶⁵。2000年度に3,229市町村であったものが、2005年度に1,821に合併

⁶⁴ 阿部孝夫『政策形成と地域経営』学陽書房、1998、とくに pp.231-278.

⁶⁵ 岡崎昌之「市町村合併の歴史的経過と平成市町村合併の意義と課題」『農林業問題研究』153号、2004.3、3-14.

が進んだ。その後、2010年度に1,727、2014年度1,718とあまり進まなかったのは、1995年の合併特例法の改正により、合併特例債等の特例が「2005年度末までに合併手続き完了」を条件としたためである。

これまでの大合併が中央集権化と行政事務の効率化を進めたものであるのに対し、「平成の大合併」は地方分権化と行財政の強化を目指すものであった。行財政の健全化に関しては、民間企業の経営理念や手法を導入し、効率化と透明性を高める改革が要請された（New Public Management : NPM）。行政サービスの外部委託や行財政評価、行政コスト計算書や PDCA サイクル等の経営手法の導入がこの時期急速に進んだ。

さらに、地方分権や自治体行政効率化の議論が盛んになると並行して、地域の活性化や発展を促進するには、自治体経営を超えて「地域経営」が必要だと指摘されるようになる。すなわち、経営主体としての自治体その他主体の自立や協働、経営方針としての地域の戦略・戦術の有無・内容充実の必要性である。

「経営資源すべてを有効に活用すること、全てのステークホルダーを満足させることが地域経営であって、それが地域の活性化につながるという考え方である」。「地域経営では、市民・住民などの自発的活動や参加を促して、地域の経営資源を活用して地域社会の活力を高めていくこと、まちづくり計画など地域の青写真作りも市民と協働することを重視している」。また、「市民自らがビジネス的手法で解決するコミュニティ・ビジネスの動きも広がりつつ」あった。NPO をはじめとした市民活動団体との、まさに「協働の地域経営」が地域の活性化には欠かせないと指摘された。⁶⁶

地方分権で求められたものは、内閣府（地方分権改革有識者会議）の文書からみても「地域経営」の内容そのものである。たとえば、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことであり、そのために「行政の質と効率を上げる」、「まちの特色・独自性を活かす」、「地域ぐるみで協働する」ことが重要であるとしている。⁶⁷

このように、「地域経営学」はマネジメントやマーケティング等の企業経営的な考え方や手法をもとに、多様な主体から成る「地域」の構造や方向性（自立性や戦略性）、協働・ガバナンスのあり方、活性化の内容を明らかにしようとするものである。そして、地域活性化論の深まりとともに、地域課題を改善・解決して地域価値や住民満足度の向上を図り、持続可能な地域社会をどのように構築していくのかを目指すものになっていく。

（2）地域活性化論・地域創生論と地域経営学

1988～89年に「ふるさと創生事業」があったが、1990年代以降、地方分権とともに地域振興・地

⁶⁶ 長谷川雅史「分権時代の地域経営を考える」『ARCレポート』（RS-757）2002.7. 旭化成ウェブサイト
 〈<https://www.asahi-kasei.co.jp/arc/service/pdf/757.pdf>〉2017.12.8.閲覧。

⁶⁷ 「個性を活かし自立した地方をつくる—地方分権改革の総括と展望」（2014年6月24日地方分権改革有識者会議）内閣府ウェブサイト
 〈http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/260624_soukatsutotenbou-honbun.pdf〉2017.12.11.閲覧。

域活性化の議論が盛んにおこなわれた。この地域振興・地域活性化に関して、「地域経営」に着目した提起を行ったひとりに安東誠一・元千葉経済大学教授がいる⁶⁸。

1980年代の人口の大都市集中の特徴は、1960年代と違って大都市と地方に厳しい結果になっているという。第一に人口を送る出す方の地方圏のキャパシティが縮小し、とくに若年層に著しいこと、第二に受け入れる側の大都市の方はむしろ「東京一極集中」になっていることである。4全総の「多極分散型国土」は一極集中か多極集中になりかねず、4全総の構想に近づけるには、下記のような小都市や農山漁村の活性化、自立化が必要であると指摘した。

活性化の目標に「自立化」がある。この地域の自立化・性とは、自己革新機能（自律）と経済自治能力・内発力（自立）の要素の結合のことで、前者を維持するには後者を確保することだという。後者が欠落しているため前者が解体していく。「むらおこし」は解体の危機にある前者への後者からの挑戦でもある。この「むらおこし」は、地域をひとつの経営体にみため、地域資源の組織化、マーケティング、事業体としての自治体、リスク管理等、地域に経営理念や手法を導入していくことが必要であるとする。この場合の地域とは、「多彩な経済主体が交流する『場』としての『地域』」であり、地域＝自治体ではない点に先見性をみる。

地方分権の動きと一体的に議論された地域活性化論は、とくに2000年代に入り議論が深まる。グローバル化の進展は、地域的・社会的・経済的な格差の拡大を伴い、これらの格差の是正の論議、さらに2011年の東日本大震災からの復興論も一体となって深められていく。

そのひとつに、企業経営と地域経営とを比較することにより、地域経営の特徴や共通点と相違点を明らかにする試みがみられた。森文雄「地域経営をめぐる論点と会津地域における実践」や後述の矢吹雄平『地域マーケティング』等にみられる。ここでは森論文を紹介しておこう。「地域経営の視点から格差是正に取り組む必要性」が増しているとして「地域経営」の特徴等を指摘する⁶⁹。

☆地域経営は集落ないしは一定のエリアの存続や持続可能性、さらには経済的活性化及び社会的活性化をも志向する。そこで目指すものは収益性ではなく、事業の独立採算制や分配の公平であり、コミュニティの持続的維持という社会的効果である。

☆行政組織を除く地域経営体では、フラット型、ボトムアップ型、合議型の民主的意思決定が採用される。参加メンバーは決定に関与すると同時に、事業実施にも直接参加する協働組織の一員でもある。

☆最終責任を誰が負うのかについては不明確な意思決定の方法であるという弱点がある。…仕組みを是正するのは、成功報酬を受け取ることのない地域リーダー達の地域への情熱の強さや、郷土愛や使命感の強さであろう。

☆地域経営は地域固有の地域資源の状況に大きく依存しての展開が必然的となる。

地域活性化論との関係で、「地域経営学」のひとつの到達点として評価できるのが、海野進『人口

⁶⁸ 安東誠一「地域の経営と自治体」『地域活性化と地域経営』（塩見譲編著）学陽書房、1989、pp.3-23.

⁶⁹ 森文雄「地域経営をめぐる論点と会津地域における実践」『会津大学短期大学部研究紀要』69号、2012、pp.81-103. http://www.jc.u-aizu.ac.jp/08/2012pdf/r_05.pdf 2018.1.16.閲覧。

『減少時代の地域経営』(2014年)であろう。本書はその副題にあるように、中小企業診断士としての「みんなで進める『地域の経営学』実践講座」であり、「地域経営学」を直接論述しているわけではない。しかし、そこから「地域経営学」の定義と意義を汲み取ることはできる。⁷⁰

すなわち、「地域経営学」とは、一定の圏域における地方自治体・住民・企業・NPO等の多様な「地域経営主体」並びにこれらの主体の代表者等が構成員となる「地域の経営主体」が、連携・協働してゆるやかなネットワーク・マネジメントを進め、地域の資源(社会関係資本、自然資本、人工資本等)を企業経営的概念や手法の観点から活用して、地域目標・戦略・課題の実現により地域価値や住民満足度を向上し、地域における持続可能な発展を図るための体系である。その際、対象とする地理・行政上の地域、福祉・教育・各種産業等の事業分野、そして経営機能の3つの視点から課題等を把握・分析し、課題等の改善につなぐことが重要であるとする。

なかでも、表3に示したとおり、経営機能の視点からの4点の指摘は注目される。ここでの「経営機能」という場合、その主体が重要となる。上記の理解からは、「経営の主体」は地理的範囲においてつながる協働体、あるいは空間的につながる協働体との想定が可能であろう。

表3 地域経営における経営機能の視点		
経営機能の視点	意義	内容
マネジメント(狭義)	組織等の維持発展に向けた、経営資源の活用、調整活動および効果的な目標実現に向けた活動	組織デザイン、経営戦略、リーダーシップ、組織活性化、創造と変革、マネジメント体制、協働体制、マネジメント活動、など
マーケティング	顧客との関係を維持・存続・発展させるための創造的諸活動	顧客ニーズの把握と対応状況、顧客満足・価値の把握、顧客満足・価値の向上に向けた活動状況、など
アクティビティ	組織等が担っている役割、機能を十全に果たそうとする活動そのもの	活動内容、活動実績、活動効果、活動成果等についての定性的および定量的状況、など
アカウンティング	組織等にかかる状況を数値、金額で把握し、マネジメントに活用するとともに、ステークホルダー等に適切に提供する活動	活動実績、活動実績数値、収支決算、資産・負債等の状況、活動目的にかかる状況、など

注. 海野進『人口減少時代の地域経営—みんなで進める「地域の経営学」実践講座』同友館, 2014, p.50. による。

さて、2014年の安倍内閣の発足後は、上記のとおり、地域活性化というよりも「地方創生」のために何が重要なのかに議論が移る。しかし、「地域経営(学)」の理解はこれまでの延長線上にある。多くは地域現場からの教訓を汲み取る報告が注目される。そのひとつに、鳥取県智頭町を事例とした『「地方創生」から「地域経営」へ』がある⁷¹。

本書がもっとも主張したい点は、「地方創生論には地域や持続可能性という視点が欠落している」という点である。大都市圏や東京から地方に人口移動をおこなったところで、地方の問題は解決しないし、地方創生にもならない。「地域」に焦点を当てた地域づくり・「地域創生」が必要であり、地域の人々が主体性をもって自立した地域をつくりあげることである。地域の創生・再生には何が重要なのかといえば、「地域社会を構成する個人やセクターが自立・協働しながら地域づくりを推進していく」ことだと強調する。

⁷⁰ 海野進『人口減少時代の地域経営—みんなで進める「地域の経営学」実践講座』同友館, 2014, とくに pp.16-31, 42-52. 参照。

⁷¹ 鹿野和彦編著『「地方創生」から「地域経営」へ—まちづくりに求められる思考のデザイン』仕事と暮らしの研究所, 2015.

そして、「地域社会を持続し継続するには、『地域経営』の視点をもたなければならない」。費用対効果、事業の計数化等を行い、住民が生活する場で住民自ら「地域経営」を実践する必要がある。つまり、「地域の価値を最大化し、地域の資源を最大限に活用して、自分たちが求める方向に近づけて行く営みが肝心」なのである。身近な問題を課題として設定し、行動を起こす「事起こし」という「発意と実践」が重要なのだという。

(3) 地域マーケティング論と地域経営学

「経営機能」のひとつにマーケティングがある。このマーケティングとは何か。一般的には、顧客が求める商品やサービスを的確につかみ、商品やサービスの企画・計画を作り、有利な販路を選択・開発して販売を促進し、需要の増加や新たな需要の開発を行い、顧客のニーズに効果的に応える企業の一連の諸活動のことである。すなわち、顧客・競争相手・自社力を知り（いわゆる 3C）、商品・価格・販売経路・販売促進の 4 つの要素（いわゆる 4P）を適切に組み合わせ、売れる仕組みを作り上げることである。これが「地域」のマーケティングという場合、どのような意味と変化をたどっているのだろうか。

Area Marketing と Regional Marketing

社会的分業は地域的分業を伴う。地域的分業は企業間関係、自然的地理的条件、社会的制度的条件等の違い（地域的特性）を背景に、地域において具体的な姿を現す。このような特性をもつ一定の地域を基盤とし、企業の商品をいかに拡大し、市場競争のなかでいかに効率的な対応をとるか（マーケティング活動の効果と効率を追求）という「地域マーケティング」（Area Marketing）の分野が生まれた。地域マーケティングは、1970 年代後半に日本において誕生したとされる⁷²。

1990 年代に入ると、日本では地域活性化論が盛んになる。日本の場合には、人口減少・少子高齢化のもとで、さらにバブル経済の崩壊や地球環境問題への関心の深まりのなかで、これまでとは違ったマーケティング主体のとらえ方、また対象としての市場のとらえ方にも変化がみられた。

後者の「市場のとらえ方」については、「企業中心の利益収奪の場としてのみ計算の対象」として市場をみては「潤いのない地域空間をつくり出すことに」なる⁷³。1992 年の地球サミットの開催にみられるように、地球環境問題や「持続可能な発展」が世界的に大きな関心を集めるなか、人間生活を支える基盤としての「地域」として市場をとらえることが必要である、人々の生活空間である「地域」の視点から、経済や市場をとらえ直す、というものである。マーケティングのあり方も、人間生活との関わり合いで、次のように認識されようになったとしている⁷⁴。

マーケティングは、企業中心に傾くプロダクト志向から、生活を基盤に置く消費者中心の価値体系への企

⁷² 岩田貴子「エリア・マーケティングにおける内発的発展論的アプローチ—地域格差への一試論」『商学研究』31号、2015.3、pp.5-30。

⁷³ 室井鐵衛編著『地域とマーケティング』国元書房、1993、序文 p.4。

⁷⁴ 室井鐵衛編著『地域とマーケティング』国元書房、1993、p.4。

業活動の対応である。プロダクトから見た市場から、生活をベースにした市場に変わり、企業本位の生み出し価値から、より人間的・社会的価値に基づくものへの転換、それは新しい文化につながる価値として考えられる価値の生産であり、消費の認識ということである。

1990年代には、日本も含め世界的に自治体の活力が低下するなかで、企業経営の理念や手法を自治体の運営にも活かそうとの発想が生まれてくる。つまり、「地域」を売り出し地域の活性化をいかにして実現するか。この発想から生まれたのが「地域マーケティング論」(Regional Marketing)である。自治体や集落の小さな単位にまで市場を細分化して各地域に対応したマーケティングを展開するものである。上記のNPMや日本の地域活性化論の隆盛と軌を一にしている。

この代表的な著書としては、マーケティング論の世界的権威であるP.コトラーらの『地域のマーケティング論』⁷⁵をあげることができる。

1990年代のアメリカが抱えた大問題のひとつに、地方自治体の歳入不足、財政赤字があった。なぜこのような状況に陥ったのか、問題解決のために「まち」は何をすべきかが必要になった。ここでの「まち」は自治体および各アクターで構成される領域を指しており、「まち」をどう売り込むか、買い手はどう選択しているか、「まち」の戦略的マーケット・プランニングや企業誘致をどう進めるか等、歳入をいかに増やすか、そのための地域活性化に導く手法に言及する。

地域における多様なマーケティング主体

上述の「マーケティング主体のとらえ方」については、日本においてとくに2000年代以降の地域経営という観点の広がり・普及により、企業経営概念や手法の自治体への応用、さらには自治体や一定領域における各セクターも含む目的をもった組織体への応用と大きく変化する。これまでのようにマーケティングを企業経営に限定的に理解するものではなくなった。

たとえば、企業経営と地域経営とを対比することにより、地域経営の「10の特性」を論じ、地域経営が扱う領域を提起し、地域経営・地域経営学に接近しているのが矢吹雄平・岡山大学准教授である(上述の「森論文」も参照されたい)。

「地域経営 10の特性」として次を示す⁷⁶。すなわち、扱うべき財・サービスの多種多様性、ニーズ把握の困難性、ニーズ別分割供給の困難性(とそれに起因する意思決定プロセスの重要性)、主体の複数性、「地域」概念の重層構造的性、「経営」の重層構造的関係とマイクロレベルの「経営」指針提示の必要性、「成果指標」設定・評価の困難性、主体・客体の曖昧性、主体の重複性、主体化(問題・課題の意識化と解決への行動の形成)の重要性を指す。

こうした特性を踏まえれば、「地域経営の今日的な課題領域は、内包的な2つの次元とそれらの外延的領域で構成される」という⁷⁷。2つの次元とは、「ある地域全体をどのようにマネジメントするか」

⁷⁵ P.コトラー・D.H.ハイダー・I.レイン(井関利明監訳)『地域のマーケティング』東洋経済新報社、1996。

⁷⁶ 矢吹雄平『地域マーケティング―地域経営の新天地』有斐閣、2010、pp.8-15。

⁷⁷ 同上、pp.16-17。

というマクロレベル、もうひとつが「主体の複数性を反映し、地域経営を担う各主体が各々組織をどのようにマネジメントするか」というミクロレベルである。この2つをいかに整合させるかが、理論的・実践的に重要な課題になるとする。また「外延的領域」とは、現実の地域経営が直面する「国レベルの地域・産業・マクロ経済学等の各種政策や税制を始めとした関連諸制度」のことである。

そして、「地域経営」を「ステークホルダー相互間やステークホルダーと地域資源との間の価値の交換を効果的・効率的に実現し、地域ブランドの構築を通じて地域の価値を高めること」⁷⁸と定義し、さらに専門とする「地域マーケティング」を「地域における様々な主体による各々の“顧客”の満足に対する組織的適応等の集積・競争・連携等によって、最終的には当該地域全体の価値を上げるという地域経営目標達成の方法を提示する、論理的な知識体系」⁷⁹と定義している。

自治体に限定せず、一定領域の多様な主体による地域の活性化、すなわち各主体・セクターの協働による地域の価値向上を成し遂げるために、マーケティングの手法が活用されるようになった。地域における多様な主体による様々な問題解決行動およびそのネットワーク化（情報共有・調整・合意と協働）を仮にマーケティングと理解すれば、マーケティングは地域経営になくてはならない分野・行動である。

(4) 地域（科）学と地域経営学

アイザードの地域科学

地域（科）学(Regional Science)の創始者とされ、1954年に設立された地域（科）学会の初代会長に就任したのがウォルター・アイザード (Walter Isard) である。アイザードの『地域分析の方法—地域科学入門』によれば、「地域とは経済的な局面のほか、政治的・社会的・心理的・文化的な局面をもつ有機体」であり、地域科学はこれを研究するとともに、「社会の体系と自然の（物理的な）体系の連けいを研究する」と「日本語版への序」において述べている⁸⁰。

もう少し詳しく述べれば、次のようである⁸¹。

地域科学は社会諸科学のなかのひとつの新しい中間領域的な分野であり、他の社会諸科学の理論や成果に依存している。地域科学の核心は、人間活動の制度的な構造と機能のなかにおける場所的次元、および社会行動と社会形態の理解のなかでこの次元の意味にある。場所的次元は、人間および人間活動相互間の空間的關係を明らかにするだけでなく、人間および人間活動と地表上の自然環境ないしは人間によって変形された物的環境との空間的關係を明らかにする。

さらに指摘すれば、地域科学は、「意思決定者について3つの主要な類型、すなわち個人（あるいは家計）・企業者（企業家あるいは企業）・公共団体（地方自治体や地域計画団体）」を対象に研究する。そして、3つの類型それぞれについての場所、その場所における活動の規模、場所間の流れ（人

⁷⁸ 同上, p.6.

⁷⁹ 同上, はしがき (p.ii)。

⁸⁰ ウォルター・アイザード『地域分析の方法—地域科学入門』朝倉書店, 1969.

⁸¹ 同上, p.300.

間・財・資金・通信等の流れの性質や量および方向)を明確にし、「これらを相互に関係のある体系の一部として理解する」。このようにして、地域科学は、「地域にまつわるいろいろの問題を識別し、分析し、そして処方を与えることである」。⁸²

このような記述から、地域科学とは、ある一定の場所的な次元(地域)における個人・住民、企業・営利団体、自治体・公共団体の3者のそれぞれの活動およびその関係性について、人間・財・資金・通信等の流れの性質や量および方向の観点で明らかにし、諸活動の問題・課題の改善・解決の方向を提示するものである、と理解できるであろう。つまり、地域における3者それぞれの社会的・自然的状況とその関係性を明らかにする科学である。

アイザードの地域科学は、地域マーケティング論や経済地理学等に通じる面もある。これらの分野も含め、その後の地域研究に大きな影響を与えたといえる。

日本学術会議の地域(科)学

近年の「地域」に関する関心の高まりのなか、日本学術会議は「地域学の推進の必要性についての提言」を取りまとめた⁸³。「提言」では、地域学を、世界諸地域を対象とする広義の「地域に関わる研究」を指すものとし、「現地研究(フィールド科学)に根ざして人文科学・社会科学・自然科学を統合的、俯瞰的に再編成しようとする学問的営為」と定義している。そして、学問体系の構築のために次の点を強調している。

☆従来の専門分化したディシプリンにしがみついているだけでは、あるいはまた、そのいくつかを寄せ集めてみる程度では、現在の世界の趨勢を的確に把握することができないばかりか、目前に危機的に発生している問題に対処し、それを解決することがむずかしくなっている。地球環境・生態系の破壊をいかにくい止めるか、世界的規模で公正をいかに実現するか、そして持続可能性・世代継承性に裏付けられた発展の道筋をいかに発見するか、など、人類的課題がつよく自覚されるなかで、水、食料、健康、人口、エネルギー、ライフスタイル、経済システム、価値観、教育、情報秩序、参加とパートナーシップ、民主主義、その他ありとあらゆる問題への取り組みが、何をとってみても、知識の統合を要求するとともに、これを具体的な場所に根ざした地域学として実現することを必須のものとしている。

☆小は個人の生存の立脚点あるいは「場」としての個人の 内面から、大は地球あるいは地球を取り巻く宇宙空間に至るまでの幅で、伸び縮みする多様な地域の諸局面のおのおのについて、時間・空間・主体という座標軸を組み合わせた視点からの比較作業を通じて統合的・俯瞰的に記述し把握する地域学の構築は、学術の新たな体系化を促すことへと導くはずである。

「地域学」の学問体系の構築のためには、このような視点から、世界諸地域の諸問題・課題を対象に「現地研究という『地を這う』ような地道な作業」・研究が必要である。ただし、この「提言」で

⁸² 同上, pp.301-306.

⁸³ 「地域学の推進の必要性についての提言『太平洋学術研究連絡委員会 地域学研究専門委員会報告』(2000年6月26日)日本学術会議ウェブサイト(http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/17htm/17_43.html) 2017.12.15.閲覧。

は日本国内の特定の市町村・県・地域を対象に研究する「地元学」や地域名を入れた「〇〇学」といった分野を含んでいない。

「〇〇学」といった分野を含み、取りまとめたものに日本学術会議の「報告 地域研究分野の展望」がある⁸⁴。「報告」では、日本の地域問題のあり様や方策を次のようにとらえている。

☆人間が自然に働きかけて生存する過程で作りに上げてきたさまざまな農村、都市、大都市圏などの地域は、多様な性格をもつ。また、地域はさまざまなスケールをもち、相互に重層的な関連をもつ。同時に、それぞれの地域は、多様な自然のなかで人々が築いてきた歴史、生活様式、あるいは文化の違いで、独特の地域的個性をもつ。このような地域は、それを取り巻く自然への対応、経済社会的なあるいは政治的な状況によって変化してゆくが、その結果、地域内部の問題あるいは地域そのものの存亡に関わる地域問題も生じる。人々が膨大なエネルギーを使って築き上げてきた多様な地域を、そこに住む人々の生活の維持を含めてより良くしてゆくことが常に求められている課題である。

☆地方の拠点的な都市圏を中心とした地方分権的な地域経済の発展への方向が強まるであろう。地方分権への政策を実行していくと同時に、エネルギー利用の転換を見据えた地域イノベーションを推し進めていく地域主体の生産・生活の枠組みを形成していくことが大切である。

☆今まで人びとが営々と築いてきた個々の地方の都市や町、それに農村部、特に中山間地農村は、それぞれ長い間に培ってきた立地の優位性や自然との共存を含めた存在理由と魅力を持っている。それらを経済的理由のみで無に帰すことは、それこそ膨大なエネルギーと資源の無駄使いになる。これら地域を再生すること、そのための地域づくりが焦眉の課題である。

☆具体的な地域問題の解決と地域づくりには、すでに一部取り組みが始まっているが、政府、地方自治体だけでなく、民間や地域住民の参加や協働による地域づくり、そしてそれらに支えられた地域間のネットワーク化と連携が必要である。例えば、農林業と非農林業が雇用の面でも生産の面でも協業できるような地域づくりが求められるとともに、基本的には地域イノベーションが可能な地方の都市を中心にして、周辺農村地域との経済的社会的連関のもとに地域の発展を進めていくことが重要である。

☆イノベーションを地域から巻き起こすには、その担い手の育成が必要である。そのために、…(略)…大学の研究・教育においては地域調査や地域分析を重視し、GISを利活用できる人材の育成、地域学・地元学（じもとがく、水俣病問題解決のための水俣学が最初といわれており、地域を知り、地域から学ぶ住民主体の実践的学問）への関心や理解をたかめ、地域に愛着を持って地域行政に参画できる人材育成など継続的かつ実践的な取組みが重要である。特に「人材育成」拠点としての地方の高等教育機関の整備・拡充が重要である。

最近の「地域」に関する研究

また、日本学術会議地域研究委員会地域学学科会の主催で、2016年11月に「地域学のこれまでと

⁸⁴「報告 地域研究分野の展望」（2010年4月5日）日本学術会議ウェブサイト
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-h-1-7.pdf> 2017.12.15.閲覧。

これから」と題するシンポジウムが行われた。それを収録した雑誌『地理』（地理学に関する特集と連載記事等を収録）から、「地域経営学」に関係する内容を以下に要約的に紹介しておこう。

地域・地域学が話題となるのは、「地方の時代」が叫ばれる 1970 年代末、1980 年代に入り特定の地域を「〇〇学」と称して地域研究が進み、1990 年代には地方自治体に限らず大学でも「地域学部」が設置される等の動きがみられた。グローバル化の急速な進展や平成の市町村合併に対抗するかのように、2000 年代には「地元学」・「地方再生」が注目を浴び、2010 年代には「地方消滅」に対する「地方創生」が進められ大学再編も進んだ。このもとで自治体職員や関係大学教員に求められる能力は次のようなものだという。

地域の持続性や再生・創生のために必要な能力は、地域統計の収集と分析、実態調査等を背景に地域の特徴や構造を科学的に把握し、住民とのコミュニケーションのなかからニーズを把握し、政策を企画・立案し、そして遂行する能力である。大学教員はこれをサポートし、住民や自治体職員とともに学び遂行する能力が求められる。大学はこれらを行う場を提供することだ。（以上、岡田知弘）⁸⁵

また、東日本大震災や原発事後を地域研究の枠組みでみると、次の点が求められるという。個人・地域レベルでの詳細な損害の規模・構成・構造の現状把握・分析、そのための情報収集と総合的な評価、その上での個人・集団・地域等への賠償・補償・補助・支援等のあり方の提示が必要である。被災地が広範囲にわたるため、分析対象によって地域範囲が異なるため分析地域の重層性にも注意が必要である。（以上、小山良治）⁸⁶

地域学のねらいは、日本のなかで周辺におかれた地方が、自らの文化や歴史、自然や経済産業等の様々な資源を再確認し、地域の価値を発見・再構成しようとするものである。そのためには文理融合的で課題解決型の実践・研究が必要であり、地域と協働して課題を解決していく視点、息の長い共同実践が必要である。（以上、曾我亨）⁸⁷

近年の大学における地域関係学部への再編で共通する点をあげれば次の点が指摘できるという。すなわち、基本理念としてはグローバル、協働、問題発見・解決、マネジメント等、再編の背景としては地域再生・創生への貢献、地球環境問題、グローバル人材育成、地域のキーパーソン育成等、カリキュラム構成としては横断型授業科目（文理融合、学びの共同体、対話型・共同参加型等）、フィールドワーク重視（現場・実践・交流・発表）、想定就職先（公務員、NPO 等）等である。（以上、山川充夫）⁸⁸

（5）農業経済学と地域経営学

地方・地域は必ずしも農村ではないが、一步市街地を出れば、そこは田園風景の広がる農村である。他の産業に比べれば、農業は確かに生産額も就業人口もわずかになってしまった。しかし、農業はそ

⁸⁵ 岡田知弘「時代が求める地域学のあり方」『地理』62 巻 4 号, pp.14-22. 2017.4.

⁸⁶ 小山良太「東日本大震災からの復興と地域学の役割」『地理』62 巻 4 号, pp.23-28. 2017.4.

⁸⁷ 曾我亨「これからの『地域学』」『地理』62 巻 4 号, pp.29-37. 2017.4.

⁸⁸ 山川充夫「地域学と地理学—日本学術会議地域学分科会シンポジウムから」『地理』62 巻 4 号, pp.46-53. 2017.4.

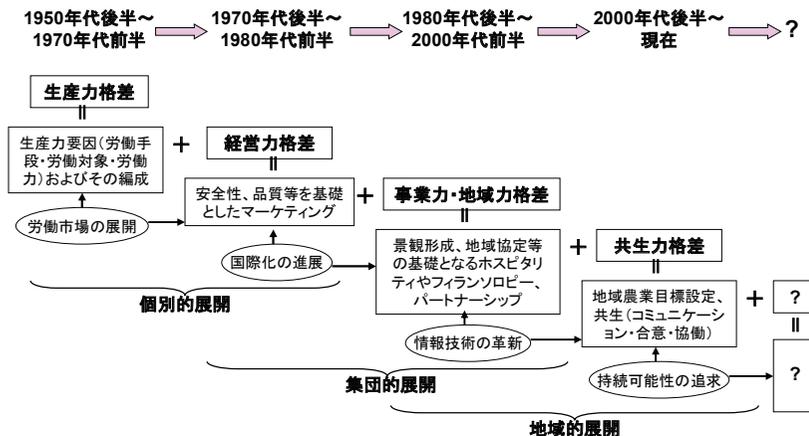
ここで暮らす人々の食料を賄い、保健休養や下流域の防災に貢献する地域資源の管理等、地域圏にはなくてはならないものである。

日本農業はいま存立の危機にある。一部に大規模農業が展開している地域があるが、多くの地域とくに中山間地域においては、農業担い手の激減と高齢化によって、耕作放棄地や鳥獣被害の激増、農村文化や集落の消滅の危機にある。地域と地域の農業を維持するためには、農家間・集落間において連携すること、地域の農業をシステム化しなければならない状況にある。さらに I・J・U ターンにも取り組む必要がある。このような問題を扱ってきたのが農業経済学である。

日本農業の「地域農業」への経路

地域の農業をシステム化する場合、戦後日本における経路依存性（水田農業経営展開の姿と制度や社会的背景）、農業・農村の多様性という点を踏まえる必要がある。水田農業経営の戦後の流れ・経路はおおよそ図 1 のように整理できる⁸⁹。

図1 水田農業経営展開の格差要因と社会的背景



(注)社会の大きな変化を背景に、経営間の格差要因が新たに積み増しされ、生産・経営の単位が徐々に個別的な展開から地域的な展開に広がりを見せ、今日、経営の存続や地域活力の維持が大きな課題になっている。
(出典)矢口芳生『共生農業システム論』(『矢口芳生著作集』第7巻)農林統計出版, 2013, p.58 をもとに筆者加筆。

層の 2 極分解の流れが形成された⁹⁰。

この時期、水の個別的利用が可能な土地基盤整備が全国的に大きく進み、農業経営は地域との関わりをもちつつも個別の自由な展開を遂げた。戦後自作農がある意味で、自らの力と地域の調整を踏まえつつも、農業が比較的自由に展開できた時期でもあった。

1970 年代後半から 1980 年代前半ごろまでは、国内外の農産物との競争が激しくなり、安全性・品質等を重視したマーケティングの展開で差別化し、進展した生産力格差をもとに経営力格差が一段と

⁸⁹ 矢口芳生『共生農業システム論』(『矢口芳生著作集』第 7 巻)農林統計出版, 2013, pp.56-59, 295-303.

⁹⁰ この時期の農民層分解論は次に詳しい。梶井功『小企業農の存立条件』東京大学出版会, 1973; 伊藤喜雄『現代日本農民分解の研究』御茶ノ水書房, 1973; 今村奈良臣『稲作の階層間格差』(日本の農業 62 集)農政調査委員会, 1969. 等。

進んだ。そして、1970年の農地法改正では農地賃貸借規制が緩和され、1975年に農用地利用増進事業が設けられ、さらに1977年に地域農政特別対策事業が発足し、1980年に農用地利用増進法、そして1993年には農業経営基盤強化促進法が制定された⁹¹。これらの法整備を背景に、大規模借地経営や集落的営農集団が形成されてきた。

輸入農産物が増大するなか、大規模個別経営は地域との関わりがなかで優良な展開を遂げた。また、土地基盤整備が進み水の個別利用は可能になったものの、競争が激しくなるなか、土地基盤も含め地域全体の資源の優位性を背景にして、地域営農集団・地域農業集団・集落営農等の集団的・地域的なまとまりをもった展開⁹²も多数みられるようになった。

それには次のような事情があった。地域農業の現場には、「ある一定の地域の農用地を対象にして、その所有者等が集団または団体を形成して『管理』を行う」こと、「地域ごとに農地所有者の集団的な活動によって農地の利用関係を形成するという発想」があったからである⁹³。各地域に展開をみせる借地個別経営にしても、また集落営農にしても、前進の背景には、地域の農地利用のあり方を地権者集団が自主的に決めるという「農地の自主的管理」の理念があったし、行政が「農地の自主的管理」を推進した面もある。農用地利用増進法はこの理念をベースにしている。

「農地の自主的管理」を政策化・制度化したのが、「農用地利用改善団体」による「農用地利用規程」に基づく「農用地利用改善事業」である（1980年農用地利用増進法）。いわば「官製の零細地主的農地囲い込み」⁹⁴ともいえる集落・地域を単位とする規模拡大が進み、とりわけ基盤整備事業の実施を契機に、地域営農・集落営農等の展開・定着が全国的みられるようになった。

地域の農業の持続可能性

1980年代後半から1990年代後半および2000年代前半ごろになると、日米農産物摩擦の激化やWTOの発足等農業の国際化が一段と進み、農業経営上利用可能な情報とその利用技術（パソコン・IT等）も飛躍的に進んだ。農業分野では、農産加工、グリーン・ツーリズム（農泊）や農業体験ビジネスなど農業の多角化が進み、地域の景観形成やホスピタリティ等が大きな意味をもった。なかには飛びぬけた経営者も生まれたが、経営個別の競争・対応だけでは限界が生じてきた。

こうしてさらに集団的・地域的対応の必要性が高まり、さらに集落営農等が数多くつくられた。農

⁹¹ 戦後の農地制度の歴史については、関谷俊作『日本の農地制度新版』農政調査会、2002。に詳しい。

⁹² 沢辺恵外雄・木下幸孝編『地域複合農業の構造と展開』農林統計協会、1979；井上完二編『現代稲作と地域農業』農林統計協会、1979。等。

⁹³ 関谷俊作「農用地利用増進法の生まれるまで」『農用地の集団的利用』農政調査委員会、1981、pp.7-8。

⁹⁴ 規模拡大をみる場合、だれが、どのような範囲を、どのような方法で拡大したのか、そして地域社会にどのような効果・影響をもたらしたか、という観点が重要である。「官製の零細地主的農地囲い込み」とは、農業法など公的な制度に基づき公社・農協等が仲介しつつ、零細地主の自主的で集団的な合意によって団地的な農地利用を可能にし、大規模な生産・経営単位として運営している様を表現したものである。「官製の」の表現は、制度や仲介も地権者や担い手の発意が前提にあり、主体的・積極的に活用し、「農用地利用規程」にまとめあげる意も含んでいる。ここには集落等、集団における話し合い・コミュニケーションと合意、そして協働・パートナーシップがある。生産・経営単位、組織の担い手は、組織内の有志、全員、他地域の担い手の3種類がある。矢口芳生『共生農業システム論』（『矢口芳生著作集』第7巻）農林統計出版、2013、pp.23-68。参照。

用地利用改善団体もしくはこれに類する組織を基礎とする営農の数は伸び悩んだが、なかには、さらに「特定農業団体」や「特定農業法人」等、「地域農業経営体」⁹⁵として位置づけられるようなものの展開も多数みられた。

「地域」という生活・農業空間における矛盾・問題に対しては、農家間での、また勤労者・市民との、さらに地域間での「連携・協働」をとおして、地域農業における改善・解決の道すじを見出しつつあるのではないか。生活の一環として地域の自然的・社会的資源があり、この荒廃が急速であり、地域住民全員にとっての矛盾・問題として地域住民全員で改善する必要が出てきたからだ。

農林業の展開する農・山村も、生活空間の質・アメニティの維持・向上等地域課題の改善のために、地域内・地域間の「連携・協働」(コミュニケーション・合意を前提とした)が重要になっている。この一環として「農業」も位置づけ、〈自給的農家・土地持ち非農家・兼業農家・プロ農家〉が役割分担のもとに協力し合い、さらに地域住民も含めて地域農業を運営・管理する「共生農業システム」の構築を模索している⁹⁶。

その「連携・協働」=共生農業システムの課題を指摘すれば、中心的な課題としては、農業生産システム、地産地消システム、サービス農業システムの構築とともに、これら各農業システムにおいて食の安全、資源循環・耕畜連携、資源・環境保全管理等を行うとともに、これらを担いうる人財を育成・確保し、コミュニティを維持することである。さらに一步進めて、地域の状況を踏まえてこれらの各農業システムを統合し、「地域農業システム」(地域農業クラスター)として構築することである。そして、この具体的な担い手として「地域農業経営体・社会的農企業」を位置づけ、育成することが大きな課題である。

2000年代に入りとくに2000年代後半以降は、地域的対応がより広く全国的にみられるようになる。個別的な展開が地域に埋没するのではなく、個別の展開とともに地域全体が何らかの目標をもって動き出した。その目標は地域よって違いがあるが、収斂の内容は地域社会および地域農業の「持続可能性の追求」である。地域社会と地域農業の存続がかかってくる。今後も、地域の持続可能性が維持・向上できるものでなければならない。

農業・農村の多様性

次に、農業・農村の多様性についてみておこう⁹⁷。農業(農)や農村地域社会(村)は、少なくとも〈社会・歴史・文化多様性〉、〈経済制度多様性〉、さらにこれらの多様性の基礎・基底ともいえるべき〈自然・生物多様性〉という3つの多様性とその相互作用により成り立っている。この背景には、一

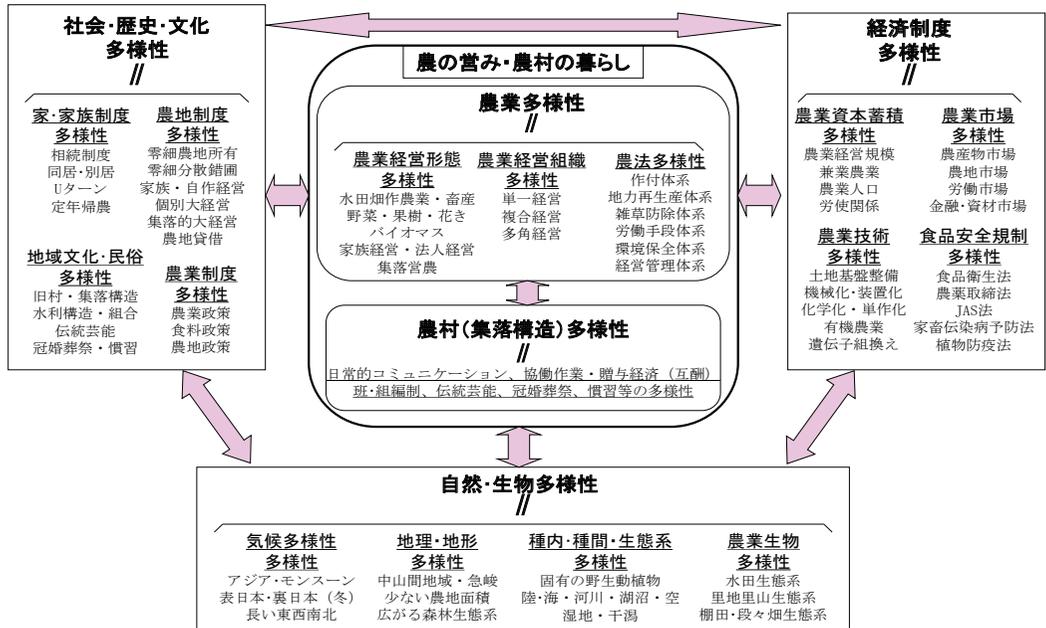
⁹⁵ 「地域農業経営体」については、高橋正郎「地域農業問題と農業の組織化」『農林業問題研究』48号、1977.9、pp.1-8; 矢口芳生『共生農業システム論』(「矢口芳生著作集」第7巻)農林統計出版、2013、pp.365-367、384-386。また、「小地域において農を中心とした創業的事業を営む『地域協同経営体』」という提起もあった(北川太一「農を基軸とする地域経営体の形成条件と展開方向」『農林業問題研究』153号、2004.3、pp.39-50)。

⁹⁶ 矢口芳生『共生農業システム論』(「矢口芳生著作集」第7巻)農林統計出版、2013、同『農家の将来—TPPと農業・農政の論点』農林統計出版、2013; 同『農と村とその将来—規制緩和と農政を超えて』農林統計出版、2015

⁹⁷ 矢口芳生『農業多様性論』(「矢口芳生著作集」第5巻)農林統計出版、2013、pp.10-14、337-364。

一般的に理解されている「資本主義の多様性」・「文化多様性」・「生物多様性」の存在とその重要性という認識がある。これをもとに整理してみたのが図2である。

図2 農業多様性の形成(日本)



(出典)矢口芳生『農業多様性論』(『矢口芳生著作集』第5巻)農林統計出版, 2013, p.12. による。

これら3つの多様性とその相互作用は、農村地域における「農」の営み(農村の暮らし)をとおして各(村)の「農」の営み(農村の暮らし)の独自性を形成し、その独自性は(村)ごとに多様性をもつことになる。この独自性と多様性をもつ(村)には、生活の場としての「地域コミュニティ」と、食料供給・生産の場としての「農業生産地」があり、この2つは密接不可分である。

日本の農業・農村を想定すれば、「場」において形成される「農」の営み(農村の暮らし)の独自性・多様性は、図2のような構図のなかにある。恣意的に農業の再編を行おうとすれば、少なくとも想定される図2のような(農)と(村)の多様性を踏まえる必要がある。日本全国一律に同じ農業再編、ましてや欧米と同様の2極分解による農業再編は困難を極める。

この図からいえば、たとえば農政の推進を実のあるものにするためには、(自然・生物多様性)を基礎に、「農地制度多様性」や「農業経営組織多様性」を考慮しなければならない。地域の農業をある一定方向に向かわせるには、様々な「多様性」を改変してマッチングさせなければならない。農業再編のためには、農業・農村、地域の多様性を踏まえることが不可欠であり、調整には長時間を要する。

地域社会にはいまでも様々な協働活動がある。レクリエーション活動(住民同士の親睦・交流を深める)、清掃活動(住みよく快適な地域づくり)、防災活動(自主防災)、防犯活動(夜間の巡回)、交通

安全活動（子供やお年寄りの見守り）、社会福祉活動（敬老会や共同募金）等である⁹⁸。農村には、これらの活動以外にも、村祭り、水路・農道の整備等の様々な協働活動がある。これらの活動は、図2のような多様性を背景に〈村〉によって異なる。

以上、政府・学界・学術の3つの分野から、「地域経営（学）」の社会的・学術的背景や定義について整理してきた。そこにみられた背景は、とくに1990年代以降に顕著になった地域間格差の拡大、人口減少・少子高齢化、地方の活力の低下・喪失、財政赤字の増大という問題点がさらに深刻化してきたことにある。これに呼応して、国土の均衡的発展、早期の自治体財政の健全化、地方分権・地域活性化の促進、そして地方創生の喚起というように、地方・地域・農村の活力を復活・再生しようとする動き・流れであった。

この流れは、一方で、企業経営の理念や手法の導入を背景にした補助金削減、規制緩和、地域間競争等の促進といった新自由主義的な地域開発政策を推進し、他方では、社会の成熟化を背景にした地域価値の向上・創造、住民満足度の向上、地域の多様な主体の協働といった内発的発展型の地域政策を推奨するものであった。一見矛盾する政策であるが、同時並行的に推進されてきたところに特徴がある。

このような背景と流れのなかで「地域経営（学）」が登場してきた。「地域経営（学）」は、企業経営の理念や手法を「地域」に援用しつつ、地域の多様な主体の合理的な行動・協働をとおして、地域価値や生活満足度の向上等の成熟社会にふさわしい暮らしを創りあげる、理念的にいえば「持続可能性」の確保・向上ための方法・学術・学問との認識に至りつつある。

ここでさらに、「地域経営（学）」の内容や課題に関する総括的な評価や今後の検討課題を明らかにすべきである。この課題は最終章の拙稿において取り扱う。

⁹⁸ 金子勇『「地方創生と消滅」の社会学—日本のコミュニティのゆくえ』ミネルヴァ書房, 2016, p.94.